

## 浜松市地域防災計画 新旧対照表

浜松市地域防災計画 新旧対照表

頁	編	章	旧	新												
2	総則		<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td> <p>(略)</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局</td> <td> <p>(略)</p> <p>① 災害予防</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</li> </ul> <p>(略)</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに低速走行の呼びかけ等の実施</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応</li> </ul> </td> </tr> </table>	総務省東海総合通信局	<p>(略)</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	国土交通省中部地方整備局	<p>(略)</p> <p>① 災害予防</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</li> </ul> <p>(略)</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに低速走行の呼びかけ等の実施</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応</li> </ul>	<p>第5節 市・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td> <p>(略)</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局</td> <td> <p>(略)</p> <p>① 災害予防</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部地方整備局長が行う公共土木施設等の被災状況調査及び応急対策等に対する防災支援活動をボランティアとして行うエキスパート制度の活用</li> </ul> <p>(略)</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いた情報の周知</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせに基づく自</li> </ul> </td> </tr> </table>	総務省東海総合通信局	<p>(略)</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	国土交通省中部地方整備局	<p>(略)</p> <p>① 災害予防</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部地方整備局長が行う公共土木施設等の被災状況調査及び応急対策等に対する防災支援活動をボランティアとして行うエキスパート制度の活用</li> </ul> <p>(略)</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いた情報の周知</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせに基づく自</li> </ul>
総務省東海総合通信局	<p>(略)</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>(略)</p>															
(略)	(略)															
国土交通省中部地方整備局	<p>(略)</p> <p>① 災害予防</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</li> </ul> <p>(略)</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに低速走行の呼びかけ等の実施</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応</li> </ul>															
総務省東海総合通信局	<p>(略)</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</p> <p>(略)</p>															
(略)	(略)															
国土交通省中部地方整備局	<p>(略)</p> <p>① 災害予防</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部地方整備局長が行う公共土木施設等の被災状況調査及び応急対策等に対する防災支援活動をボランティアとして行うエキスパート制度の活用</li> </ul> <p>(略)</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路利用者に対して、道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いた情報の周知</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせに基づく自</li> </ul>															

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	急対策の実施 (略)		主的な応急対策の実施 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
気象庁東京管 区气象台	① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う  (略)	気象庁東京管 区气象台	① 気象、地象、 <u>地動及び水象の観測並びに</u> その成果の収集、及び発表を行う  (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
4 指定公共機関 (略)		4 指定公共機関 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
日本赤十字社	① 医療、助産及び遺体措置に関すること  (略) ⑤災害救助の協力奉仕者の連絡調整 <u>(新設)</u>	日本赤十字社	① 医療、助産、 <u>こころのケア</u> 及び遺体措置に関すること  (略) ⑤災害救助の協力奉仕者の連絡調整 ⑥ <u>その他必要な事項</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
西日本電信電 話(株)、(株) N T T ドコモ 東海支社	(略)	西日本電信電 話(株)、(株) N T T ドコモ 東海支社	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	岩谷産業(株)、 アストモスエ ネルギー(株)、 <u>(株) ジャパン</u> ガスエナジー、	<u>LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所 へのLPガスの配送</u>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			ENEOS グローブ (株)、ジクシ ス (株)	
(略)	(略)		(略)	(略)
中部電力パワ ーグリッド (株)	(略)		中部電力(株)、 中部電力パワ ーグリッド (株)	(略)
電源開発(株)	(略)		電源開発(株)、 電源開発送変 電ネットワー ク (株)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)
一般社団法人 日本建設業連 合会	(略)		一般社団法人 日本建設業連 合会、一般社団 法人全国中小 建設業協会	(略)
(新設)	(新設)		(株)イトーヨ ーカ堂、イオン (株)、ユニー (株)、(株)セ ブン-イレブ ン・ジャパン、 (株) ローソ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</li> <li>・被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</li> </ul>



浜松市地域防災計画 新旧対照表

20	風水害	<p>1 第3節 治水計画</p> <p>1 河川の整備 (略)</p> <p>(2) 整備計画</p> <table border="1" data-bbox="293 344 1155 831"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>流域の治水対策</td> <td>                 (略)                  ・ 近年浸水被害が多発している地域は、<u>重点監視区域に定め、一層の災害防止、治水対策を推進する。</u>                   (略)                  ③ 浸水想定区域の周知                   市は、天竜川や安間川など浸水想定区域が指定されている河川において、浸水想定区域ごとに、避難場所など避難のために必要な事項を地図に記載した洪水ハザードマップの配付等を通して、市民への周知を図る。             </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	流域の治水対策	(略) ・ 近年浸水被害が多発している地域は、 <u>重点監視区域に定め、一層の災害防止、治水対策を推進する。</u>  (略) ③ 浸水想定区域の周知  市は、天竜川や安間川など浸水想定区域が指定されている河川において、浸水想定区域ごとに、避難場所など避難のために必要な事項を地図に記載した洪水ハザードマップの配付等を通して、市民への周知を図る。	<p>第3節 治水計画</p> <p>1 河川の整備 (略)</p> <p>(2) 整備計画</p> <table border="1" data-bbox="1234 344 2096 831"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>流域の治水対策</td> <td>                 (略)                  ・ 近年浸水被害が多発している地域は、<u>浜松市総合雨水対策計画に基づき、災害防止、治水対策を推進する。</u>                   (略)                  ③ 浸水想定区域の周知                   市は、天竜川や安間川など浸水想定区域が示されている河川において、浸水想定区域ごとに、避難場所など避難のために必要な事項を地図に記載した洪水ハザードマップの配付等を通して、市民への周知を図る。             </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	流域の治水対策	(略) ・ 近年浸水被害が多発している地域は、 <u>浜松市総合雨水対策計画に基づき、災害防止、治水対策を推進する。</u>  (略) ③ 浸水想定区域の周知  市は、天竜川や安間川など浸水想定区域が示されている河川において、浸水想定区域ごとに、避難場所など避難のために必要な事項を地図に記載した洪水ハザードマップの配付等を通して、市民への周知を図る。																
(略)	(略)																										
流域の治水対策	(略) ・ 近年浸水被害が多発している地域は、 <u>重点監視区域に定め、一層の災害防止、治水対策を推進する。</u>  (略) ③ 浸水想定区域の周知  市は、天竜川や安間川など浸水想定区域が指定されている河川において、浸水想定区域ごとに、避難場所など避難のために必要な事項を地図に記載した洪水ハザードマップの配付等を通して、市民への周知を図る。																										
(略)	(略)																										
流域の治水対策	(略) ・ 近年浸水被害が多発している地域は、 <u>浜松市総合雨水対策計画に基づき、災害防止、治水対策を推進する。</u>  (略) ③ 浸水想定区域の周知  市は、天竜川や安間川など浸水想定区域が示されている河川において、浸水想定区域ごとに、避難場所など避難のために必要な事項を地図に記載した洪水ハザードマップの配付等を通して、市民への周知を図る。																										
23	風水害	<p>1 第4節 都市防災化計画</p> <p>1 現況</p> <p>○ 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。</p> <p>《都市計画区域》 (平成31年3月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="293 1118 985 1318"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>面積</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域</td> <td>9,873ha</td> <td>504,022人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>41,582ha</td> <td>277,306人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51,455ha</td> <td>781,328人</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	面積	人口	市街化区域	9,873ha	504,022人	市街化調整区域	41,582ha	277,306人	計	51,455ha	781,328人	<p>第4節 都市防災化計画</p> <p>1 現況</p> <p>○ 本市の都市計画区域、用途地域の現況は、次表のとおりである。</p> <p>《都市計画区域》 (令和2年3月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1234 1118 1926 1318"> <thead> <tr> <th>区域名</th> <th>面積</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化区域</td> <td>9,873ha</td> <td>502,774人</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>41,582ha</td> <td>276,688人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>51,455ha</td> <td>779,462人</td> </tr> </tbody> </table>	区域名	面積	人口	市街化区域	9,873ha	502,774人	市街化調整区域	41,582ha	276,688人	計	51,455ha	779,462人
区域名	面積	人口																									
市街化区域	9,873ha	504,022人																									
市街化調整区域	41,582ha	277,306人																									
計	51,455ha	781,328人																									
区域名	面積	人口																									
市街化区域	9,873ha	502,774人																									
市街化調整区域	41,582ha	276,688人																									
計	51,455ha	779,462人																									

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>《用途地域》 (平成31年3月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="293 199 985 248"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 都市の不燃化計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 土地の合理的かつ健全な高度利用や都市機能の更新、中心市街地の再生を図るため、市街地再開発事業等による都市機能のまちなか立地や防災の強化を進め、安全でゆとりのある都市空間の整備と都市施設の充実を図る。</p> <p>《施行中の市街地再開発事業》 (平成31年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="293 635 1200 794"> <thead> <tr> <th>事業名称</th> <th>事業位置</th> <th>地区面積</th> <th>事業予定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭・板屋地区 第一種市街地再開発事業</td> <td>中区 旭町、板屋町</td> <td>約 2.04ha</td> <td>H4~R2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>3 開発行為の指導と土地区画整理事業</p> <p>(略)</p> <p>《施行中の土地区画整理事業》 (平成31年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="362 1034 994 1394"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区名</th> <th>面積</th> <th>施行期間(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公共</td> <td>高竜</td> <td>11.3ha</td> <td>H9~R5</td> </tr> <tr> <td>上島駅周辺</td> <td>5.7ha</td> <td>H15~R5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">組合</td> <td>船明</td> <td>43.5ha</td> <td>H7~R2</td> </tr> <tr> <td>中瀬南部</td> <td>45.3ha</td> <td>H15~R3</td> </tr> <tr> <td>西美菌西</td> <td>9.0ha</td> <td>H13~R2</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>都田川山</td> <td>47.6ha</td> <td>H28~R3</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	事業名称	事業位置	地区面積	事業予定年度	旭・板屋地区 第一種市街地再開発事業	中区 旭町、板屋町	約 2.04ha	H4~R2	地区名		面積	施行期間(年度)	公共	高竜	11.3ha	H9~R5	上島駅周辺	5.7ha	H15~R5	組合	船明	43.5ha	H7~R2	中瀬南部	45.3ha	H15~R3	西美菌西	9.0ha	H13~R2	個人	都田川山	47.6ha	H28~R3	<p>《用途地域》 (令和2年3月31日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1234 199 1926 248"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 都市の不燃化計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 土地の合理的かつ健全な高度利用や都市機能の更新、中心市街地の再生を図るため、市街地再開発事業等による都市機能のまちなか立地や防災の強化を進め、安全でゆとりのある都市空間の整備と都市施設の充実を図る。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>3 開発行為の指導と土地区画整理事業</p> <p>(略)</p> <p>《施行中の土地区画整理事業》 (令和3年4月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1303 1021 1935 1383"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区名</th> <th>面積</th> <th>施行期間(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公共</td> <td>高竜</td> <td>11.3ha</td> <td>H9~R5</td> </tr> <tr> <td>上島駅周辺</td> <td>5.7ha</td> <td>H15~R5</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">組合</td> <td>船明</td> <td>43.5ha</td> <td>H7~R2</td> </tr> <tr> <td>中瀬南部</td> <td>45.3ha</td> <td>H15~R3</td> </tr> <tr> <td>西美菌西</td> <td>9.0ha</td> <td>H13~R2</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>都田川山</td> <td>47.6ha</td> <td>H28~R3</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	地区名		面積	施行期間(年度)	公共	高竜	11.3ha	H9~R5	上島駅周辺	5.7ha	H15~R5	組合	船明	43.5ha	H7~R2	中瀬南部	45.3ha	H15~R3	西美菌西	9.0ha	H13~R2	個人	都田川山	47.6ha	H28~R3
(略)	(略)	(略)																																																																
事業名称	事業位置	地区面積	事業予定年度																																																															
旭・板屋地区 第一種市街地再開発事業	中区 旭町、板屋町	約 2.04ha	H4~R2																																																															
地区名		面積	施行期間(年度)																																																															
公共	高竜	11.3ha	H9~R5																																																															
	上島駅周辺	5.7ha	H15~R5																																																															
組合	船明	43.5ha	H7~R2																																																															
	中瀬南部	45.3ha	H15~R3																																																															
	西美菌西	9.0ha	H13~R2																																																															
個人	都田川山	47.6ha	H28~R3																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																
地区名		面積	施行期間(年度)																																																															
公共	高竜	11.3ha	H9~R5																																																															
	上島駅周辺	5.7ha	H15~R5																																																															
組合	船明	43.5ha	H7~R2																																																															
	中瀬南部	45.3ha	H15~R3																																																															
	西美菌西	9.0ha	H13~R2																																																															
個人	都田川山	47.6ha	H28~R3																																																															

浜松市地域防災計画 新旧対照表

25	風水害	<p>4 公園・緑地計画 (略)</p> <p>○ 本市の公園緑地は、浜松市緑の基本計画(平成22年3月)に基づき、1人当たり公園面積10㎡を目標として整備を推進する。</p> <p>○ 防災に資する公園としては、<u>防災拠点の機能を有する広域防災拠点公園、救援・救護・復旧活動など後方支援機能を有する防災後方支援公園、延焼火災の用途としての緊急避難場所の機能を有する広域避難公園があり、特に広域避難公園については避難者1人当たりの必要面積2㎡を目標に整備を図る。</u></p> <p>○ 地域の防災活動の拠点となる<u>地域防災公園</u>や災害時に緊急避難場所や避難集合場所として利用される<u>コミュニティ防災公園</u>など、防災に配慮した公園づくりを進める。</p> <p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>○ 土砂災害危険箇所の災害を未然に防止し、一旦災害が発生した場合、市民の生命を保護し被害を最小限にとどめるため、崩壊防止施設や砂防堰堤など<u>土砂災害を防止するための工事の促進及び避難計画の整備を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 土砂災害対策(ハード対策)に係る各種の区域指定</p> <table border="1" data-bbox="293 1117 1144 1366"> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table>	(新設)	(新設)	<p>4 公園・緑地計画 (略)</p> <p>○ 本市の公園緑地は、浜松市緑の基本計画(令和3年3月)に基づき、1人当たり公園面積10㎡を目標として整備を推進する。</p> <p>○ 防災機能を有する公園としては、<u>主に広域的な復旧・復興活動の拠点となる広域防災拠点公園、救援救護活動の前線基地や復旧のための資機材などの中継基地となる地域防災拠点公園、広域的な避難先となる広域避難地公園、近隣住民の一時的な避難先となる一次避難地公園等がある。</u></p> <p>○ 地域の防災活動の拠点や災害時に緊急避難場所及び避難集合場所として利用される<u>身近な防災活動拠点公園</u>など、防災に配慮した公園づくりを進める。</p> <p>第5節 土砂災害防除計画</p> <p>○ 土砂災害危険箇所の災害を未然に防止し、一旦災害が発生した場合、市民の生命を保護し被害を最小限にとどめるため、崩壊防止施設や砂防堰堤など<u>土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ総合的な土砂災害対策を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 土砂災害対策(ハード対策)に係る各種の区域指定</p> <table border="1" data-bbox="1305 1117 2125 1361"> <tr> <td>土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)</td> <td>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害(可動閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。)を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの</td> </tr> </table>	土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害(可動閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。)を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの
(新設)	(新設)						
土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害(可動閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。)を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの						



浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<table border="1"> <tr> <td>土石流危険溪流</td> <td>土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家(人家が無くても官公署、学校、病院等の公共的な施設等がある場所を含む。)に被害を生じるおそれのある溪流</td> </tr> <tr> <td>砂防指定地</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険箇所</td> <td>急傾斜地の高さが5メートル以上で、傾斜度が30度以上のもので急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が50メートル以内 間隔で5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校病院、旅館等に危害が生じるおそれのあるもの</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地すべり危険箇所</td> <td>地すべりの発生するおそれがあり、人家・河川・鉄道・道路・官公署等に大きな被害を及ぼすおそれのある箇所</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 土砂災害のソフト対策</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等</td> <td>・ 土砂災害警戒区域内に位置し、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を</td> </tr> </table>	土石流危険溪流	土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家(人家が無くても官公署、学校、病院等の公共的な施設等がある場所を含む。)に被害を生じるおそれのある溪流	砂防指定地	(略)	急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜地の高さが5メートル以上で、傾斜度が30度以上のもので急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が50メートル以内 間隔で5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校病院、旅館等に危害が生じるおそれのあるもの	急傾斜地崩壊危険区域	(略)	地すべり危険箇所	地すべりの発生するおそれがあり、人家・河川・鉄道・道路・官公署等に大きな被害を及ぼすおそれのある箇所	(略)	(略)	(略)	(略)	要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	・ 土砂災害警戒区域内に位置し、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を			
土石流危険溪流	土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家(人家が無くても官公署、学校、病院等の公共的な施設等がある場所を含む。)に被害を生じるおそれのある溪流																			
砂防指定地	(略)																			
急傾斜地崩壊危険箇所	急傾斜地の高さが5メートル以上で、傾斜度が30度以上のもので急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が50メートル以内 間隔で5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校病院、旅館等に危害が生じるおそれのあるもの																			
急傾斜地崩壊危険区域	(略)																			
地すべり危険箇所	地すべりの発生するおそれがあり、人家・河川・鉄道・道路・官公署等に大きな被害を及ぼすおそれのある箇所																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	・ 土砂災害警戒区域内に位置し、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を																			
			<table border="1"> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>砂防指定地</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 土砂災害のソフト対策</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等</td> <td>・ 土砂災害警戒区域内に位置し、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために緊急避難場所までの避難路等を記載した避難確保計画を作成し、必要な訓練を実施しなければならない。なお、当該計画を作成したときは、遅滞なく、</td> </tr> </table>	(削除)	(削除)	砂防指定地	(略)	(削除)	(削除)	急傾斜地崩壊危険区域	(略)	(削除)	(削除)	(略)	(略)	(略)	(略)	要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	・ 土砂災害警戒区域内に位置し、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために緊急避難場所までの避難路等を記載した避難確保計画を作成し、必要な訓練を実施しなければならない。なお、当該計画を作成したときは、遅滞なく、	
(削除)	(削除)																			
砂防指定地	(略)																			
(削除)	(削除)																			
急傾斜地崩壊危険区域	(略)																			
(削除)	(削除)																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	・ 土砂災害警戒区域内に位置し、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために緊急避難場所までの避難路等を記載した避難確保計画を作成し、必要な訓練を実施しなければならない。なお、当該計画を作成したときは、遅滞なく、																			

浜松市地域防災計画 新旧対照表

29	風水害	1	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>更したときも同様とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		更したときも同様とする。	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。	(略)	(略)	(略)	(略)							
				更したときも同様とする。																			
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
	市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
<p>4 危険箇所周辺の土地利用規制</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域の指定</td> <td>                     (略)                      ・ 土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物の建築には、想定される土石等の衝撃があっても破壊しない構造としなければならない。                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>                     ・ 都市計画区域内において、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）を含むときは、一定の条件を除き、開発行為は許可されない。                      ・ <u>がけに近接する危険な宅地に建築物を建設する場合には、がけの形状、土質、建築物の位置、規模及び構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。</u> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第7節 無線通信施設整備計画</p> <p>○ 災害時における通信手段確保のため、情報通信施設の停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化などの防災対策の推進を図るものである。</p> <p>1 無線通信施設の現況</p> <table border="1"> <tr> <td>無線の種類</td> <td>業務の内容</td> </tr> </table>			(略)	(略)	土砂災害特別警戒区域の指定	(略) ・ 土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物の建築には、想定される土石等の衝撃があっても破壊しない構造としなければならない。	(略)	(略)	都市計画区域	・ 都市計画区域内において、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）を含むときは、一定の条件を除き、開発行為は許可されない。 ・ <u>がけに近接する危険な宅地に建築物を建設する場合には、がけの形状、土質、建築物の位置、規模及び構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。</u>	無線の種類	業務の内容	<p>4 周辺の土地利用規制</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害特別警戒区域の指定</td> <td>                     (略)                      ・ 土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物の建築をする場合は、想定される土石等の衝撃があっても破壊が生じない構造としなければならない。                 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域</td> <td>                     ・ 都市計画区域内において、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）を含むときは、一定の条件を除き、開発行為は許可されない。  <u>(削除)</u> </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第7節 無線通信施設整備計画</p> <p>○ 災害時における通信手段確保のため、<u>防災行政無線等の</u>情報通信施設の停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化などの防災対策の推進を図るものである。</p> <p>1 無線通信施設の現況</p> <table border="1"> <tr> <td>無線の種類</td> <td>業務の内容</td> </tr> </table>	(略)	(略)	土砂災害特別警戒区域の指定	(略) ・ 土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物の建築をする場合は、想定される土石等の衝撃があっても破壊が生じない構造としなければならない。	(略)	(略)	都市計画区域	・ 都市計画区域内において、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）を含むときは、一定の条件を除き、開発行為は許可されない。 <u>(削除)</u>	無線の種類	業務の内容
(略)	(略)																						
土砂災害特別警戒区域の指定	(略) ・ 土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物の建築には、想定される土石等の衝撃があっても破壊しない構造としなければならない。																						
(略)	(略)																						
都市計画区域	・ 都市計画区域内において、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）を含むときは、一定の条件を除き、開発行為は許可されない。 ・ <u>がけに近接する危険な宅地に建築物を建設する場合には、がけの形状、土質、建築物の位置、規模及び構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない。</u>																						
無線の種類	業務の内容																						
(略)	(略)																						
土砂災害特別警戒区域の指定	(略) ・ 土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物の建築をする場合は、想定される土石等の衝撃があっても破壊が生じない構造としなければならない。																						
(略)	(略)																						
都市計画区域	・ 都市計画区域内において、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）を含むときは、一定の条件を除き、開発行為は許可されない。 <u>(削除)</u>																						
無線の種類	業務の内容																						

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			旧		新			
			旧	新	旧	新		
31	風水害	1	防災行政無線	同報系 地域防災無線 <u>(新設)</u>	(略)	防災行政無線	同報系 地域防災無線 <u>IP無線</u>	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			水道無線	水道関係の災害応急対策等に関する通信業務		水道無線	<u>上下水道関係の災害応急対策等に関する通信業務</u>	
			(略)	(略)		(略)	(略)	
			(略)			(略)		
			2 通信施設の防災対策			2 通信施設の防災対策		
			○ 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等を <u>配備する</u> など、多様な手段の確保に努める。			○ 指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の <u>配備、安全な設置場所の確保</u> など、多様な手段の確保に努める		
			(略)			(略)		
			第9節 防災知識普及計画			第9節 防災知識普及計画		
			○ 防災・減災を進めるため <u>には</u> 、市民等の防災に関する知識の普及並びに意識の高揚に努める。			○ 防災・減災を進めるため、市民等の防災に関する知識の普及並びに意識の高揚に努める。		
			(略)			(略)		
32	風水害	1	第11節 住民の避難誘導體制			第11節 住民の避難誘導體制		
			<u>(新設)</u>			<u>市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）を指定し、日頃から市民への周知に努める。</u>		
			(略)			(略)		
			○ 避難勧告等が発令された際に、住民等が適切な避難行動をとれるよう、日頃から以下の点に			○ 避難勧告等が発令された際に、住民等が適切な避難行動をとれるよう、日頃から以下の点に		

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>ついて住民への周知に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）は洪水、地震、津波等の災害種別に 応じて指定しており、発生するおそれのある災害に適した緊急避難場所を避難先として選 択すること。</li> <li>避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合は、近隣 の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うこと。</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>ついて住民への周知に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急避難場所は洪水、地震、津波等の災害種別に応じて指定しており、発生するおそれの ある災害に適した緊急避難場所を避難先として選択すること。</li> </ul> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動（立ち退き避難・ 水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、屋内に留まり安全 を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があること。</li> <li>避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと。</li> <li>警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと。</li> </ul> <p>1 避難所等の指定、整備</p> <p>○ 市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民 を臨時に受け入れることのできる避難所を指定し、避難の実施に必要な設備・機器の整備に 努める。具体的には次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえその管理者の同意を得た上で指定 し、住民への周知徹底を図る。</li> <li>被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れる こと等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的 少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</li> <li>学校を指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、 避難所としての機能は、応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方 法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。</li> <li>避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等 の設備の整備に努める。</li> </ul>
--	---	---



浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(新設)</p> <p>1 避難誘導體制の概要</p> <p>○ 市は、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、河川管理者等と連携し、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報などの判断基準、伝達方法を示すマニュアルを作成する。</p> <p>(新設)</p> <p>○ 市は、<u>災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）を記し、日頃から住民への周知徹底に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>○ 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</p> <p>4 避難所以外での滞在への配慮</p> <p>○ 市は、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、必要な生活関連物資、保健医療サービス、情報の提供等生活環境の整備に努める。</p> <p>5 避難誘導體制の概要</p> <p>○ 市は、「避難勧告等に関するガイドライン」を参考に、河川管理者等と連携し、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報などの判断基準、伝達方法を示すマニュアルを作成する。</p> <p>○ 市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</p> <p>○ 市は、住民等の逃げ遅れを無くすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。</p> <p>(略)</p>
--	--	--	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

○ 市民は、避難勧告等が発令されていなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

2 避難勧告等発令の判断・実施基準/ 水害①

○ 避難勧告等の発令については、以下の基準を参考に、今後の気象予測や現地状況等を含めて総合的に判断する。

	発令時の状況	住民の行動	本市の対応
事前情報	静岡地方気象台から大雨注意報が発表された場合	<p>&lt;情報収集&gt; テレビ、ラジオ等を通じて気象情報に気をつける。</p>	<p>&lt;情報収集&gt; 気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。</p>
	<p>・大雨（浸水害）・洪水警報が発表された場合</p> <p>・台風等が市内に接近し、多量の降雨が予想される場合</p>	<p>・要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。</p> <p>・上記以外の者は、気象情報等の情報収集をする。</p> <p>・必要に応じて、緊急避難場所等へ自主避難する。</p>	<p>&lt;災害対策準備室&gt;</p> <p>・気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。</p> <p>・土木整備事務所等は、必要に応じて、河川の危険箇所 の巡視にあたる。</p> <p>・必要に応じて、防災ホッとメール等により該地域の住民に注意喚起を促す。</p> <p>・必要に応じて、緊急避難場 所を開設する。</p>

○ 市民は、避難勧告等が発令されていなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(削除)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>【警戒レベル3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降水短時間予報等により、夜間から早朝にかけて避難が必要となることが予想される場合</li> <li>・夜間から早朝に台風等が市内に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</li> <li>・氾濫警戒情報が発表された場合</li> <li>・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位情報周知河川が「避難判断水位」を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</li> </ul>	<p>&lt;避難準備・自主避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者及び、風水害による被害のおそれの高い区域の住民は、緊急避難場所等近隣の安全な場所への避難行動を開始する。</li> <li>・上記以外の者は、気象情報等の情報収集及び家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策準備室又は連絡室&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急避難場所を開設する。</li> <li>・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>・防災行政無線・緊急速報メール・防災ホットメール等により該地域の住民に注意喚起を促すとともに、自主避難の呼びかけを行う。</li> </ul>	
		<p>避難勧告</p> <p>【警戒レベル4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風等が市内に接近、通過し、多量の降雨が発生した場合</li> <li>・氾濫危険情報が発表された場合</li> <li>・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位周知河川が「氾濫危険水位」を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</li> <li>・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</li> <li>・水害の発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<p>&lt;避難勧告に基づく避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに安全な場所へ避難する。（避難先は最寄りの緊急避難場所に限らず、より安全な道を通って行ける別の緊急避難場所や知人・親戚宅なども選択肢であることに留意すること。）</li> <li>・屋外へ移動することが危険な場合は、垂直避難等の屋内安全確保を行う。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域の住民に避難勧告の発令を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</li> <li>・区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難勧告の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	



浜松市地域防災計画 新旧対照表

<p>避難指示(緊急) 【警戒レベル4】</p>	<p>・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位周知河川が「天端高」に達するおそれが高い場合 ・堤防の破綻につながる漏水や浸食等を確認した場合 ・水害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</p>	<p>・災害が発生するおそれが高くて高い状況となっており、避難中の住民は避難を直ちに完了する。 ・人命に関わる緊急事態が発生した場合は、消防署等へ通報する。 ※避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>＜災害対策連絡室又は災害対策本部＞ ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示(緊急)の発令を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</p>
<p>災害発生情報 【警戒レベル5】</p>	<p>・氾濫発生情報が発表された場合 ・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合 ・水害が発生した場合であり市長等が必要と認める場合</p>	<p>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>＜災害対策連絡室又は災害対策本部＞ ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に災害発生情報の発令を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</p>

3 避難勧告等の判断・実施基準/ 水害②(河川ごと)・高潮災害

<p>外水氾濫に係る基準 河川ごとに以下の基準を参考に、今後の気象予測(大雨(浸水)・洪水警報、大雨・洪水特別警報、解析雨量・降水短時間予報等)や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。 内水地域では、水位周知河川の水位が上昇することで、排水機の運転停止や機能低下し、浸水が発生する場合があるので、状況により避難勧告等の地域を拡大する等の配慮をする。</p>								<p>高潮災害に係る基準 台風の進路、発達した低気圧の状況等の気象情報及び潮位観測情報を</p>	
<p>天竜川水系 「天竜川」</p>	<p>天竜川水系 「安間川」</p>	<p>天竜川水系 「阿多古川」</p>	<p>馬込川水系 「馬込川」</p>	<p>馬込川水系 「芳川」</p>	<p>都田川水系 「都田川」</p>	<p>都田川水系 「井伊谷川」</p>	<p>釣橋川水系 「釣橋川」</p>	<p>その他の河川</p> <p>基に、地域の特性を考慮して総合的に判断する。</p>	

(削除)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>事前情報</p> <p>浜松市南部に大雨(浸水害)、洪水警報が発表され、鹿島観測所の水位が4.5m(出動水位)、又は中ノ町観測所の水位が2.5m(出動水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>									<p>水位の状況及び今後の雨量等の情報を基に総合的に判断するものとする</p>
	<p>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>・氾濫警戒情報が発表された場合 ・鹿島観測所の水位が5.6m(避難判断水位)、又は中ノ町観測所の水位が3.1m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・安間観測所の水位が2.15m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・両島橋観測所の水位が2.70m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・松江観測所の水位が3.15m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・芳川観測所の水位が2.45m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・瀬戸橋観測所の水位が5.75m(避難判断水位)及び落合橋観測所の水位が2.80m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・坂田橋観測所の水位が2.40m(避難判断水位)及び落合橋観測所の水位が2.80m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・釣橋川観測所の水位が2.10m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>警戒レベル4 避難勧告</p>	<p>・氾濫危険情報が発表された場合 ・鹿島観測所の水位が6.0m（氾濫危険水位）、又は中ノ町観測所の水位が3.4m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・安間観測所の水位が2.40m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・両島橋観測所の水位が3.10m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・松江観測所の水位が3.40m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・芳川観測所の水位が2.80m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・瀬戸橋観測所の水位が6.75m（氾濫危険水位）及び落合橋観測所の水位が3.10m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・坂田橋観測所の水位が2.95m（氾濫危険水位）及び落合橋観測所の水位が3.10m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・釣橋川観測所の水位が2.35m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・高潮警報または高潮特別警報が発表された場合 ・高潮注意報が発表され暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ・水害の発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</p>
--	--------------------	--	--	---	--	--	--	--	---	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

警戒レベル4	避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿島観測所の水位が堤防天端高である11.6m、又は中ノ町観測所の水位が堤防天端高である6.5mに到達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安間観測所の水位が堤防天端高である3.43mに到達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両島橋観測所の水位が堤防天端高である4.50mに到達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松江観測所の水位が堤防天端高である4.68mに到達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芳川観測所の水位が堤防天端高である3.90mに到達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬戸橋観測所の水位が堤防天端高である4.56mに到達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・坂田橋観測所の水位が堤防天端高である4.56mに到達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・釣橋川観測所の水位が堤防天端高である3.51mに到達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合</li> <li>・水門、陸閘等の異常を確認した場合</li> <li>・水害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報が発表された場合</li> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> </ul>

4 避難勧告等の判断・実施基準/ 土砂災害

(削除)

○ 避難勧告等の発令については、以下の基準を参考に、今後の気象予測や現地状況等を含めて総合的に判断する。

	発令時の状況	住民の行動	本市の対応
事前情報	静岡地方気象台から大雨注意報が発表された場合	<情報収集> テレビ、ラジオ等を通じて気象情報に気をつける。	<情報収集> 気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。
	大雨警報(土砂災害)が発	・要配慮者のうち、特に	<災害対策準備室>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>表された場合</p>	<p>避難行動に時間を要する者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の者は、気象情報等の情報収集をする。</li> <li>・がけの斜面からの出水等、周辺の異常な現象に注意する。</li> <li>・必要に応じて自主避難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。</li> <li>・土砂災害警戒区域等を管轄する土木整備事務所等は、必要に応じて巡視にあたる。</li> <li>・防災ホッとメール等により該地域の住民に注意喚起を促す。</li> </ul>	
		<p>避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>【警戒レベル3】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、多量の降雨が予想される場合（静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムも参考）</li> <li>・夜間から早朝に台風等が市内に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</li> </ul>	<p>&lt;避難準備・自主避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者及び、風水害による被害のおそれの高い区域の住民は、緊急避難場所等近隣の安全な場所への避難行動を開始する。</li> <li>・上記以外の者は、気象情報等の情報収集及び家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策準備室又は連絡室&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて緊急避難場所を開設する。</li> <li>・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホッとメール等により該地域の住民に注意喚起を促すとともに、必要に応じて自主避難の呼びかけを行う。</li> </ul>	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>【警戒レベル4】 避難勧告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムにおける予測雨量が2時間後に土砂災害発生危険基準線（Cライン）に到達し、さらに降雨が継続する見込みである場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・巡視等によって土砂災害の前兆現象が確認された場合</li> <li>・土砂災害の発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<p>＜避難勧告に基づく避難＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・速やかに安全な場所へ避難する。（避難先は最寄りの緊急避難場所に限らず、より安全な道を通って行ける別の緊急避難場所や知人・親戚宅なども選択肢であること。）</li> <li>・屋外へ移動することが危険な場合は、垂直避難等の屋内安全確保を行う。</li> </ul>	<p>＜災害対策連絡室又は災害対策本部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域の住民に避難勧告の発令を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</li> <li>・区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難勧告の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	
		<p>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒情報補足情報システムにおける実況雨量が、土砂災害発生危険基準線（Cライン）に到達した場合</li> <li>・土砂災害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難中の住民は、避難行動を直ちに完了する。</li> <li>・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動をとるとともに、そのいとまがない場合は生命を守る避難行動をとる。</li> <li>・人命に関わる緊急事態が発生した場合は、消防署等へ通報する。</li> </ul>	<p>＜災害対策連絡室又は災害対策本部＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該地域に避難指示（緊急）を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

<p>【警戒レベル5】 災害発生情報</p>	<p>・土砂災害警戒区域等でがけ崩れ等の土砂災害が現に発生した場合 ・土砂災害が発生した場合であり、市長等が必要と認める場合</p>	<p>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>	<p>＜災害対策連絡室又は災害対策本部＞ ・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホッとメール等により該当地域に災害発生情報の発令を行う。 ・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。 ・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</p>	<p>(削除)</p>
	<p>5 避難勧告等解除の判断・実施基準</p> <p>(1) 水害</p> <p>○ 避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。なお、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>(2) 高潮災害</p> <p>○ 避難勧告等の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として解除するものとする。なお、浸水被害が発生した場合については、浸水が解消された段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>(3) 土砂災害</p> <p>○ 避難勧告等の解除については、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）が解除された段階を基本とする。しかし、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断し、解除する。なお、土砂災害が発生した箇所については、二次災害のおそれがないことを確認し、解除する。</p>			<p>(削除)</p>
<p>6 避難勧告等の判断にあたっての関係機関の助言</p>				<p>(削除)</p>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

37	風水害	<p>○ <u>避難勧告等の判断に際し、必要に応じて、国土交通省又は県等からの助言をもとに適切な対応を行う。</u></p> <p>第12節 訓練計画</p> <p>○ 災害が発生したときの応急対策を円滑に進めるため、市は、他の地方公共団体、防災関係機関、水防協力団体、非常通信協議会並びに民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び避難行動要支援者を含めた地域住民の協力を得て、総合防災訓練を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第12節 訓練計画</p> <p>○ <u>過去の災害対応の教訓の共有を図り、災害が発生したときの応急対策を円滑に進めるため、市は、他の地方公共団体、防災関係機関、水防協力団体、非常通信協議会並びに民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び避難行動要支援者を含めた地域住民の協力を得て、総合防災訓練を行う。また、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>
38	風水害	<p>第14節 事業所の自主的な防災活動</p> <p>○ 事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努める。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。</li> </ul> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 活動内容</p> <p>○ 事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行</p>	<p>第14節 事業所の自主的な防災活動</p> <p>○ 事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努める。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。</li> <li>・ <u>危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果風水害等により、危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災の為必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等を実施すること。</u></li> <li>・ <u>豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。</u></li> </ul> <p>1 活動内容</p> <p>○ 事業所等における自主的な防災活動は、概ね次のものについて、それぞれの実情に応じて行</p>



浜松市地域防災計画 新旧対照表

40	風水害	<p>う。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水、食料等の災害時に必要な物資の確保</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第17節 避難行動要支援者支援計画</p> <p>(略)</p> <p>1 支援体制の整備</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</p> <p>(略)</p> <p>※避難行動要支援者名簿の対象者</p> <table border="1" data-bbox="338 683 1149 975"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対象者</th> <th>基準</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>その他</td> <td>生活環境等により特別に避難支援を必要とする状態</td> <td>状態調査による</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 情報提供及び意識啓発</p> <p>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ的確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、自治会を中心に同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう災害時避難支援個別計画等の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</p> <p>《避難支援等関係機関》</p> <p>自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関等</p>	No.	対象者	基準	根拠	(略)	(略)	(略)	(略)	⑥	その他	生活環境等により特別に避難支援を必要とする状態	状態調査による	<p>う。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲料水、食料、<u>災害用トイレ等</u>の災害時に必要な物資の確保</li> </ul> <p>(略)</p> <p>第17節 避難行動要支援者支援計画</p> <p>(略)</p> <p>1 支援体制の整備</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</p> <p>(略)</p> <p>※避難行動要支援者名簿の対象者</p> <table border="1" data-bbox="1279 683 2089 975"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対象者</th> <th>基準</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>その他</td> <td>自力では避難ができない事情を抱える人</td> <td>登録申請書兼同意書の記載内容</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 情報提供及び意識啓発</p> <p>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ的確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、<u>防災主管部局、福祉部局等</u>が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう災害時避難支援個別計画等の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</p> <p>《避難支援等関係機関》</p> <p>自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関、<u>在宅の高齢者や障がい者宅を訪</u></p>	No.	対象者	基準	根拠	(略)	(略)	(略)	(略)	⑥	その他	自力では避難ができない事情を抱える人	登録申請書兼同意書の記載内容
No.	対象者	基準	根拠																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
⑥	その他	生活環境等により特別に避難支援を必要とする状態	状態調査による																								
No.	対象者	基準	根拠																								
(略)	(略)	(略)	(略)																								
⑥	その他	自力では避難ができない事情を抱える人	登録申請書兼同意書の記載内容																								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

43	風水害	1	(略)	第20節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> </td> </tr> <tr> <td>重要施設の管理者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> </ul> <p>(新設)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> </ul> <p>(新設)</p>	<p>問する機会のある福祉専門職等</p> <p>(略)</p> <p>第20節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> <li>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</li> <li>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>重要施設の管理者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> <li>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</li> <li>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内容	市	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> <li>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</li> <li>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</li> </ul>	重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> <li>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</li> <li>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</li> </ul>
					実施主体	内容												
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>																	
重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> </ul> <p>(新設)</p>																	
実施主体	内容																	
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、浜松石油業協同組合等と締結した「災害応急対策に必要な燃料の供給に関する協定書」等に基づき、市有車両、市有施設等で使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</li> <li>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</li> <li>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</li> </ul>																	
重要施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、安全な位置に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。</li> <li>特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</li> <li>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</li> </ul>																	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(新設)</p> <p>・燃料の調達に当たっては、災害時だけでなく平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、災害時の燃料供給協定締結先との連絡体制を構築しておくよう努めるものとする。</p> <p>ライフライン事業者</p> <p>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>・下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。</p> <p>(新設)</p>		<p>・上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに使用する燃料供給に必要な情報の共有を図るよう努めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>ライフライン事業者</p> <p>・災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>・被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・下水道事業管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の準備等に努める。</p> <p>・電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p>
--	--	--	--	--

浜松市地域防災計画 新旧対照表

43	風水害	1	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>・電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。</p> <p>・電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</p>												
	風水害	1	<p>第21節 被災者生活再建支援に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>システム の活用</td> <td>・市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	システム の活用	・市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。	<p>第21節 被災者生活再建支援に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>システム の活用</td> <td>・市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、被災者生活再建支援システムを活用する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	システム の活用	・市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、被災者生活再建支援システムを活用する。
	区 分	内 容														
	(略)	(略)														
システム の活用	・市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。															
区 分	内 容															
(略)	(略)															
システム の活用	・市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、被災者生活再建支援システムを活用する。															
風水害	1	<p>第22節 複合災害対策及び連続災害対策</p> <p>(略)</p>	<p>第22節 複合災害対策及び連続災害対策</p> <p>(略)</p>													
風水害	1	<p>(新設)</p>	<p>第23節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備</p> <p>○市は、男女共同参画の視点を庁内及び避難所等における災害対応に取り入れ、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする</p>													
風水害	1	<p>(新設)</p>	<p>第24節 倒木被害防除計画</p> <p>○市は、県、電気事業者及び電気通信事業者と協力し、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時</p>													

浜松市地域防災計画 新旧対照表

53	風水害	2	<p>第5節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 市外に避難する被災者が、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備に努める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 情報収集及び広報</p> <p>(略)</p> <p>○ 市がラジオ及びテレビを活用する場合の経費は、その都度協議して定める。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努める。</u></p> <p>第5節 災害広報計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 市外に避難する被災者が、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備に努める。</p> <p><u>○ 市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。</u></p> <p>1 情報収集及び広報</p> <p>(略)</p> <p>○ 市がラジオ及びテレビを活用する場合の経費は、その都度協議して定める。</p> <p><u>○ 放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</u></p>
54	風水害	2	<p>第6節 避難救出計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>○ 市長は、火災、山・がけ崩れ、河川の氾濫等により、住民に危険が切迫していると認めるときは、別に定める基準に基づき危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの勧告・指示等を行う。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>《警戒措置》</p> <p>・ 台風による高潮、高波等が予測される場合には、危険地域の住民の速やかな避難等を促し、被害を最小限にとどめるような措置を講じる。</p>	<p>第6節 避難救出計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難勧告等</p> <p>○ 市長は、火災、山・がけ崩れ、河川の氾濫等により、住民に危険が切迫していると認めるときは、別に定める基準に基づき危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの勧告・指示等を行う。</p> <p><u>○ 市長は、避難のための立ち退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。</u></p> <p>《警戒措置》</p> <p>・ 台風による高潮、高波等が予測される場合には、危険地域の住民の速やかな避難等を促し、被害を最小限にとどめるような措置を講じる。</p>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

・ 勧告・指示に際しては、避難行動に時間を要する避難行動要支援者をはじめ、市民が迅速に避難できるよう、避難行動のためのマニュアル・計画の整備に努める。

(略)

○ 市長は、危険地域の住民、事業所等に対して、防災行政無線(同報系)、広報車その他の手段を用いて次の事項の周知に努める。

- ・ 避難準備・高齢者避難開始の呼びかけ、避難の勧告又は指示の主旨
- ・ 対象地域
- ・ 緊急避難場所(所在地、名称、受入れ可能人員)
- ・ 誘導方法

(新設)

(削除)

(略)

○ 市長は、危険地域の住民、事業所等に対して、防災行政無線(同報系)、広報車その他の手段を用いて次の事項の周知に努める。

- ・ 避難準備・高齢者等避難開始の呼びかけ、避難の勧告又は指示の主旨
- ・ 対象地域
- ・ 緊急避難場所(所在地、名称、受入れ可能人員)
- ・ 誘導方法

2 避難勧告等発令の判断・実施基準/ 水害①

○ 避難勧告等の発令については、以下の基準を参考に、今後の気象予測や現地状況等を含めて総合的に判断する。

	発令時の状況	住民の行動	本市の対応
事前情報	静岡地方気象台から大雨注意報が発表された場合	<情報収集> テレビ、ラジオ等を通じて気象情報に気をつける。	<情報収集> 気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。
	・大雨(浸水害)・洪水警報が発表された場合 ・台風等が市内に接近し、多量の降雨が予想される場合	・要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。 ・上記以外の者は、気象情報等の情報収集をする。 ・必要に応じて、緊急避難場所等へ自主避難する。	<災害対策準備室> ・気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。 ・土木整備事務所等は、必要に応じて、河川の危険箇所の巡視にあたる。 ・必要に応じて、防災ホットメール等により該地域の住民に注意喚起を促す。 ・必要に応じて、緊急避難場所を開設する。

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>【警戒レベル3】</p>	<p>・降水短時間予報等により、夜間から早朝にかけて避難が必要となることが予想される場合</p> <p>・夜間から早朝に台風等が市内に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p> <p>・氾濫警戒情報が発表された場合</p> <p>・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位情報周知河川が「避難判断水位」を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>＜避難準備・自主避難＞</p> <p>・要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者及び、風水害による被害のおそれの高い区域の住民は、緊急避難場所等近隣の安全な場所への避難行動を開始する。</p> <p>・上記以外の者は、気象情報等の情報収集及び家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。</p>	<p>＜災害対策準備室又は連絡室＞</p> <p>・緊急避難場所を開設する。</p> <p>・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。</p> <p>・防災行政無線・緊急速報メール・防災ホットとメール等により該地域の住民に注意喚起を促すとともに、自主避難の呼びかけを行う。</p>
			<p>避難勧告</p> <p>【警戒レベル4】</p>	<p>・台風等が市内に接近、通過し、多量の降雨が発生した場合</p> <p>・氾濫危険情報が発表された場合</p> <p>・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位周知河川が「氾濫危険水位」を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p> <p>・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p> <p>・水害の発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</p>	<p>＜避難勧告に基づく避難＞</p> <p>・速やかに安全な場所へ避難する。（避難先は最寄りの緊急避難場所に限らず、より安全な道を通って行ける別の緊急避難場所や知人・親戚宅なども選択肢であることに留意すること。）</p> <p>・屋外へ移動することが危険な場合は、垂直避難等の屋内安全確保を行う。</p>	<p>＜災害対策連絡室又は災害対策本部＞</p> <p>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットとメール等により該地域の住民に避難勧告の発令を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</p> <p>・区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難勧告の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</p> <p>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</p>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1220 150 1310 542"> <p>避難指示(緊急) 【警戒レベル4】</p> </td> <td data-bbox="1310 150 1579 542"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位周知河川が「天端高」に達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> <li>・水害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul> </td> <td data-bbox="1579 150 1848 542"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれが極めて高い状況となっており、避難中の住民は避難を直ちに完了する。</li> <li>・人命に関わる緊急事態が発生した場合は、消防署等へ通報する。</li> <li>※避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1848 150 2172 542"> <p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示(緊急)の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 542 1310 853"> <p>災害発生情報 【警戒レベル5】</p> </td> <td data-bbox="1310 542 1579 853"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報が発表された場合</li> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> <li>・水害が発生した場合であり市長等が必要と認める場合</li> </ul> </td> <td data-bbox="1579 542 1848 853"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul> </td> <td data-bbox="1848 542 2172 853"> <p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に災害発生情報の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>避難指示(緊急) 【警戒レベル4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位周知河川が「天端高」に達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> <li>・水害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれが極めて高い状況となっており、避難中の住民は避難を直ちに完了する。</li> <li>・人命に関わる緊急事態が発生した場合は、消防署等へ通報する。</li> <li>※避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示(緊急)の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>	<p>災害発生情報 【警戒レベル5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報が発表された場合</li> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> <li>・水害が発生した場合であり市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に災害発生情報の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>					
<p>避難指示(緊急) 【警戒レベル4】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は県が指定する洪水予報河川及び水位周知河川が「天端高」に達するおそれが高い場合</li> <li>・堤防の破綻につながる漏水や侵食等を確認した場合</li> <li>・水害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害が発生するおそれが極めて高い状況となっており、避難中の住民は避難を直ちに完了する。</li> <li>・人命に関わる緊急事態が発生した場合は、消防署等へ通報する。</li> <li>※避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示(緊急)の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>												
<p>災害発生情報 【警戒レベル5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫発生情報が発表された場合</li> <li>・堤防で決壊や越水、溢水等が発生した場合</li> <li>・水害が発生した場合であり市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に災害発生情報の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>												
	<p>(新設)</p>	<p>3 避難勧告等の判断・実施基準/ 水害②(河川ごと)・高潮災害</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1220 853 1960 1093"> <p>外水氾濫に係る基準 河川ごとに以下の基準を参考に、今後の気象予測(大雨(浸水)・洪水警報、大雨・洪水特別警報、解析雨量・降水短時間予報等)や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。 内水地域では、水位周知河川の水位が上昇することで、排水機の運転停止や機能低下、浸水が発生する場合があるので、状況により避難勧告等の地域を拡大する等の配慮をする。</p> </td> <td data-bbox="1960 853 2172 1093"> <p>高潮災害に係る基準 台風の進路、発達した低気圧の状況等の気象情報及び潮位観測情報を</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1220 1093 1960 1181"> <table border="1"> <tr> <td>天竜川水系「天竜川」</td> <td>天竜川水系「安間川」</td> <td>天竜川水系「阿多古川」</td> <td>馬込川水系「馬込川」</td> <td>馬込川水系「芳川」</td> <td>都田川水系「都田川」</td> <td>都田川水系「井伊谷川」</td> <td>釣橋川水系「釣橋川」</td> <td>その他の河川</td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="1960 1093 2172 1181"> <p>基に、地域の特性を考慮して総合的に判断する。</p> </td> </tr> </table>	<p>外水氾濫に係る基準 河川ごとに以下の基準を参考に、今後の気象予測(大雨(浸水)・洪水警報、大雨・洪水特別警報、解析雨量・降水短時間予報等)や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。 内水地域では、水位周知河川の水位が上昇することで、排水機の運転停止や機能低下、浸水が発生する場合があるので、状況により避難勧告等の地域を拡大する等の配慮をする。</p>	<p>高潮災害に係る基準 台風の進路、発達した低気圧の状況等の気象情報及び潮位観測情報を</p>	<table border="1"> <tr> <td>天竜川水系「天竜川」</td> <td>天竜川水系「安間川」</td> <td>天竜川水系「阿多古川」</td> <td>馬込川水系「馬込川」</td> <td>馬込川水系「芳川」</td> <td>都田川水系「都田川」</td> <td>都田川水系「井伊谷川」</td> <td>釣橋川水系「釣橋川」</td> <td>その他の河川</td> </tr> </table>	天竜川水系「天竜川」	天竜川水系「安間川」	天竜川水系「阿多古川」	馬込川水系「馬込川」	馬込川水系「芳川」	都田川水系「都田川」	都田川水系「井伊谷川」	釣橋川水系「釣橋川」	その他の河川	<p>基に、地域の特性を考慮して総合的に判断する。</p>
<p>外水氾濫に係る基準 河川ごとに以下の基準を参考に、今後の気象予測(大雨(浸水)・洪水警報、大雨・洪水特別警報、解析雨量・降水短時間予報等)や河川巡視等からの情報を含めて総合的に判断する。 内水地域では、水位周知河川の水位が上昇することで、排水機の運転停止や機能低下、浸水が発生する場合があるので、状況により避難勧告等の地域を拡大する等の配慮をする。</p>	<p>高潮災害に係る基準 台風の進路、発達した低気圧の状況等の気象情報及び潮位観測情報を</p>														
<table border="1"> <tr> <td>天竜川水系「天竜川」</td> <td>天竜川水系「安間川」</td> <td>天竜川水系「阿多古川」</td> <td>馬込川水系「馬込川」</td> <td>馬込川水系「芳川」</td> <td>都田川水系「都田川」</td> <td>都田川水系「井伊谷川」</td> <td>釣橋川水系「釣橋川」</td> <td>その他の河川</td> </tr> </table>	天竜川水系「天竜川」	天竜川水系「安間川」	天竜川水系「阿多古川」	馬込川水系「馬込川」	馬込川水系「芳川」	都田川水系「都田川」	都田川水系「井伊谷川」	釣橋川水系「釣橋川」	その他の河川	<p>基に、地域の特性を考慮して総合的に判断する。</p>					
天竜川水系「天竜川」	天竜川水系「安間川」	天竜川水系「阿多古川」	馬込川水系「馬込川」	馬込川水系「芳川」	都田川水系「都田川」	都田川水系「井伊谷川」	釣橋川水系「釣橋川」	その他の河川							



浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>事前情報</p>	<p>浜松市南部に大雨(浸水害)、洪水警報が発表され、鹿島観測所の水位が4.5m(出動水位)、又は中ノ町観測所の水位が2.5m(出動水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>								<p>水位の状況及び今後の雨量等の情報を基に総合的に判断するものとする</p>
			<p>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>・氾濫警戒情報が発表された場合 ・鹿島観測所の水位が5.6m(避難判断水位)、又は中ノ町観測所の水位が3.1m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・安間観測所の水位が2.15m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・両島橋観測所の水位が2.70m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・松江観測所の水位が3.15m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・芳川観測所の水位が2.45m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・瀬戸橋観測所の水位が5.75m(避難判断水位)及び落合橋観測所の水位が2.80m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・坂田橋観測所の水位が2.40m(避難判断水位)及び落合橋観測所の水位が2.80m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・釣橋川観測所の水位が2.10m(避難判断水位)を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合</p>	<p>・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>警戒レベル4 避難勧告</p>	<p>・氾濫危険情報が発表された場合          ・鹿島観測所の水位が6.0m（氾濫危険水位）、又は中ノ町観測所の水位が3.4m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合          ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・安間観測所の水位が2.40m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合          ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・両島橋観測所の水位が3.10m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合          ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・松江観測所の水位が3.40m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合          ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・芳川観測所の水位が2.80m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合          ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・瀬戸橋観測所の水位が6.75m（氾濫危険水位）及び落合橋観測所の水位が3.10m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合          ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・坂田橋観測所の水位が2.95m（氾濫危険水位）及び落合橋観測所の水位が3.10m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合          ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・釣橋川観測所の水位が2.35m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合          ・堤防の破綻につながるおそれのある漏水や侵食等を確認した場合</p>	<p>・高潮警報または高潮特別警報が発表された場合          ・高潮注意報が発表され暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合          ・水害の発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</p>
--	--	--	--------------------	--	---	--	---	---	---	---	--	---



浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>表された場合</p>	<p>避難行動に時間を要する者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。</p> <p>・上記以外の者は、気象情報等の情報収集をする。</p> <p>・がけの斜面からの出水等、周辺の異常な現象に注意する。</p> <p>・必要に応じて自主避難する。</p>	<p>・気象情報や各地の雨量、出水の状況等の情報を収集、把握する。</p> <p>・土砂災害警戒区域等を管轄する土木整備事務所等は、必要に応じて巡視にあたる。</p> <p>・防災ホッとメール等により該当地域の住民に注意喚起を促す。</p>
			<p>避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>【警戒レベル3】</p> <p>・大雨警報（土砂災害）が発表され、多量の降雨が予想される場合（静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムも参考）</p> <p>・夜間から早朝に台風等が市内に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合</p>	<p>&lt;避難準備・自主避難&gt;</p> <p>・要配慮者のうち、特に避難行動に時間を要する者及び、風水害による被害のおそれの高い区域の住民は、緊急避難場所等近隣の安全な場所への避難行動を開始する。</p> <p>・上記以外の者は、気象情報等の情報収集及び家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。</p>	<p>&lt;災害対策準備室又は連絡室&gt;</p> <p>・必要に応じて緊急避難場所を開設する。</p> <p>・区本部等は、自主防災隊等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する情報提供を行う。また、要配慮者やその支援関係者への避難に関する情報伝達を依頼する。</p> <p>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホッとメール等により該当地域の住民に注意喚起を促すとともに、必要に応じて自主避難の呼びかけを行う。</p>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			<p>【警戒レベル4】 避難勧告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報（土砂災害）が発表され、静岡県土砂災害警戒情報補足情報システムにおける予測雨量が2時間後に土砂災害発生危険基準線（CLライン）に到達し、さらに降雨が継続する見込みである場合</li> <li>土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>巡視等によって土砂災害の前兆現象が確認された場合</li> <li>土砂災害の発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<p>&lt;避難勧告に基づく避難&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに安全な場所へ避難する。（避難先は最寄りの緊急避難場所に限らず、より安全な道を通って行ける別の緊急避難場所や知人・親戚宅なども選択肢である。）</li> <li>屋外へ移動することが危険な場合は、垂直避難等の屋内安全確保を行う。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域の住民に避難勧告の発令を行うとともに、緊急避難場所等への避難の呼びかけを行う。</li> <li>区本部等は、自主防災隊長等に連絡し、緊急避難場所の開設状況や避難勧告の発令に関する情報提供を行う。また、地域住民に対する避難に関する情報伝達を依頼する。</li> <li>その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>
			<p>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>静岡県土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害警戒情報補足情報システムにおける実況雨量が、土砂災害発生危険基準線（CLライン）に到達した場合</li> <li>土砂災害が発生するおそれがあり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難中の住民は、避難行動を直ちに完了する。</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動をとるとともに、そのいとまがない場合は生命を守る避難行動をとる。</li> <li>人命に関わる緊急事態が発生した場合は、消防署等へ通報する。</li> </ul>	<p>&lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線、緊急速報メール、防災ホットメール等により該当地域に避難指示（緊急）を行う。</li> <li>救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>(新設)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">                 災害発生情報 【警戒レベル5】             </td> <td style="width: 35%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域等でがけ崩れ等の土砂災害が現に発生した場合</li> <li>・土砂災害が発生した場合であり、市長等が必要と認める場合</li> </ul> </td> <td style="width: 35%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul> </td> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">                 &lt;災害対策連絡室又は災害対策本部&gt;                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホッとメール等により該当地域に災害発生情報の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>5 避難勧告等解除の判断・実施基準</p> <p>(1) 水害</p> <p>○ 避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。なお、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>(2) 高潮災害</p> <p>○ 避難勧告等の解除については、当該地域の高潮警報が解除された段階を基本として解除するものとする。なお、浸水被害が発生した場合については、浸水が解消された段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>(3) 土砂災害</p> <p>○ 避難勧告等の解除については、土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）が解除された段階を基本とする。しかし、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断し、解除する。なお、土砂災害が発生した箇所については、二次災害のおそれがないことを確認し、解除する。</p>	災害発生情報 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域等でがけ崩れ等の土砂災害が現に発生した場合</li> <li>・土砂災害が発生した場合であり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<災害対策連絡室又は災害対策本部> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホッとメール等により該当地域に災害発生情報の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>
災害発生情報 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害警戒区域等でがけ崩れ等の土砂災害が現に発生した場合</li> <li>・土砂災害が発生した場合であり、市長等が必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>※市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>	<災害対策連絡室又は災害対策本部> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線、緊急速報メール、防災ホッとメール等により該当地域に災害発生情報の発令を行う。</li> <li>・救助が必要なときは、消防職員等が出動し救助にあたる。</li> <li>・その他避難住民に対して、必要な措置を行う。</li> </ul>			

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>(新設)</p> <p>2 警戒区域の設定 (略)</p> <p>3 避難と誘導 (略)</p> <p>○ 避難は、消防団員、自主防災組織の避難誘導に従って行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>4 屋内での待避等の安全確保措置 (略)</p> <p>5 避難所等の開設・運営</p> <p>○ あらかじめ指定する緊急避難場所及び避難所は、別に定めるとおりである。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ 指定された避難所に収容しきれない場合や、避難所が倒壊や滅失等により使用できない場合、市有施設等の予備避難所から避難所を選定し、開設する。</p> <p>(新設)</p>	<p>6 避難勧告等の判断にあたっての関係機関の助言</p> <p>○ 避難勧告等の判断に際し、必要に応じて、国土交通省又は県等からの助言をもとに適切な対応を行う。</p> <p>7 警戒区域の設定 (略)</p> <p>8 避難と誘導 (略)</p> <p>○ 避難は、消防団員、自主防災組織の避難誘導に従って行う。</p> <p>○ 学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるために、避難誘導を行う。</p> <p>(略)</p> <p>9 屋内での待避等の安全確保措置 (略)</p> <p>10 避難所等の開設・運営</p> <p>○ あらかじめ指定する緊急避難場所及び避難所は、別に定めるとおりである。</p> <p>○ 避難所等の開設・運営に当たっては、別に定める対応方針に基づき感染症対策を実施するものとする。</p> <p>○ 必要に応じて福祉避難所を開設する。また協定に基づいた旅館・ホテル等も活用に努める。</p> <p>○ 指定された避難所に収容しきれない場合や、避難所が倒壊や滅失等により使用できない場合、市有施設等の予備避難所から避難所を選定し、開設する。また、当該地域内に避難所として適当な施設が無い場合は、公園、広場を利用してテントを設営するなどの措置をとる。</p> <p>○ 避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な市有施設がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設の利用を検討する。</p>
--	---	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>○ 避難所の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、安全管理の観点から次の事項に留意する。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて運営が難しい状況に至ったときは、速やかに適切な措置を講じる。また、安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所が住民主体により運営されるように、傷病者への適切な措置のほか、男女双方の運営責任者の選任及び受付への男女の配置、高齢者や障がいのある人等や男女のニーズの違いへの配慮、乳幼児や妊産婦への対応及び、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に努める。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所における動物の飼育については、第7節愛玩動物救護計画に基づき適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。</li> </ul> <p>○ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅の利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難場所の早期解消に努める。</p>	<p>○ <u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>○ <u>市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。</u></p> <p>○ 避難所の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、安全管理の観点から次の事項に留意する。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて運営が難しい状況に至ったときは、速やかに適切な措置を講じる。また、安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。</li> <li>・ <u>避難所ごとに受け入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告に努める。</u></li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所が住民主体により運営されるように、傷病者への適切な措置のほか、男女双方の運営責任者の選任及び受付への男女の配置、高齢者や障がいのある人、<u>外国人</u>、男女のニーズの違いへの配慮、乳幼児や妊産婦への対応及び、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に努める。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所における動物の飼育については、第7節愛玩動物救護計画に基づき適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮するとともに、<u>必要な支援を受けるための浜松市獣医師会等関係機関との連携に努める。また、飼い主は周辺への配慮に努める。</u></li> </ul> <p>○ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅の利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難場所の早期解消に努める。<u>また、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。</u></p>
--	---	---



浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>6 福祉避難所</p> <p>○ 一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公表を検討する。</p> <p>○ 要配慮者の特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所の確保に努める。</p> <p>○ 福祉避難所の円滑な運営を行うため、「浜松市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練の実施を推進する。</p> <p>○ 災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等の周知に努める。</p> <p>○ 災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。</p> <p>7 2次的避難所</p> <p>○ 県が指定する2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。</p> <p>○ 市及び県は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。</p> <p>○ 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。</p> <p>8 避難所以外での滞在への配慮 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>11 避難所以外での滞在への配慮 (略)</p>
--	--	---	---

浜松市地域防災計画 新旧対照表

62	風水害	2	<p>9 市長の要請と県の実施</p> <p>(略)</p> <p>○ 市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、災害救助法の規定に準じて対策を実施する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>10 広域避難・広域一時滞在</p> <p>(略)</p> <p>○ 中部電力パワーグリッド株式会社浜岡原子力発電所の原子力災害に係る広域避難については、県が定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法 (平成31年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%;">種別</td> <td style="width:33%;">事業数</td> <td style="width:33%;">給水人口</td> </tr> </table>	種別	事業数	給水人口	<p>12 市長の要請と県の実施</p> <p>(略)</p> <p>○ 市長は、災害救助法が適用されない災害の場合においても、災害救助法の規定に準じて対策を実施する。</p> <p>○ 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p>○ 市は、大規模な災害発生のある場合、事前に物資量経つ・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>13 広域避難・広域一時滞在</p> <p>(略)</p> <p>○ 中部電力株式会社浜岡原子力発電所の原子力災害に係る広域避難については、県が定めた「浜岡地域原子力災害広域避難計画」に基づき、行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第10節 給水計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法 (令和2年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%;">種別</td> <td style="width:33%;">事業数</td> <td style="width:33%;">給水人口</td> </tr> </table>	種別	事業数	給水人口
			種別	事業数	給水人口					
種別	事業数	給水人口								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

63	風水害	2	<table border="1"> <tr> <td>市上水道</td> <td>1</td> <td>773,718人</td> </tr> <tr> <td>飲料水供給施設</td> <td>145</td> <td>3,144人</td> </tr> <tr> <td>専用水道</td> <td>68</td> <td>11,109人</td> </tr> </table>	市上水道	1	773,718人	飲料水供給施設	145	3,144人	専用水道	68	11,109人	<table border="1"> <tr> <td>市上水道</td> <td>1</td> <td>773,718人</td> </tr> <tr> <td>飲料水供給施設</td> <td>145</td> <td>3,144人</td> </tr> <tr> <td>専用水道</td> <td>70</td> <td>11,790人</td> </tr> </table>	市上水道	1	773,718人	飲料水供給施設	145	3,144人	専用水道	70	11,790人									
			市上水道	1	773,718人																										
飲料水供給施設	145	3,144人																													
専用水道	68	11,109人																													
市上水道	1	773,718人																													
飲料水供給施設	145	3,144人																													
専用水道	70	11,790人																													
<p>(略)</p> <p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準 (令和元年10月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅の 応急修理</td> <td>対象</td> <td>住宅が半壊し、自らの資力で応急修理ができない者。大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>居室、炊事場等日常生活に必要な部分。595千円/世帯</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 実施方法</p> <p>(略)</p> <p>○ 応急仮設住宅の入居要件及び住宅の種別（高齢者対応、障がいのある者対応等）について生活支援部等と協議の上、優先入居等も含め検討する。必要に応じて第三者機関による入居要件の検討も実施する。</p> <p>(略)</p>			(略)	(略)	(略)	住宅の 応急修理	対象	住宅が半壊し、自らの資力で応急修理ができない者。大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。595千円/世帯	期間	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第11節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画</p> <p>(略)</p> <p>1 法の基準 (令和2年10月1日現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅の 応急修理</td> <td>対象</td> <td>住宅が半壊するなどし、自らの資力で応急修理ができない者。大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。</td> </tr> <tr> <td>費用</td> <td>居室、炊事場等日常生活に必要な部分。 （半壊または半焼の被害を受けた世帯）595千円/世帯 （これらに準ずる程度の被害を受けた世帯）300千円/世帯</td> </tr> <tr> <td>期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>2 実施方法</p> <p>(略)</p> <p>○ 応急仮設住宅の入居要件及び住宅の種別（高齢者対応、障がいのある者対応等）について健康福祉部等と協議の上、優先入居等も含め検討する。必要に応じて第三者機関による入居要件の検討も実施する。</p> <p>(略)</p>			(略)	(略)	(略)	住宅の 応急修理	対象	住宅が半壊するなどし、自らの資力で応急修理ができない者。大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。 （半壊または半焼の被害を受けた世帯）595千円/世帯 （これらに準ずる程度の被害を受けた世帯）300千円/世帯	期間	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)																													
住宅の 応急修理	対象	住宅が半壊し、自らの資力で応急修理ができない者。大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。																													
	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。595千円/世帯																													
	期間	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													
住宅の 応急修理	対象	住宅が半壊するなどし、自らの資力で応急修理ができない者。大規模な補修を行わなければ居住できない程度に住家が半壊した者。																													
	費用	居室、炊事場等日常生活に必要な部分。 （半壊または半焼の被害を受けた世帯）595千円/世帯 （これらに準ずる程度の被害を受けた世帯）300千円/世帯																													
	期間	(略)																													
(略)	(略)	(略)																													

浜松市地域防災計画 新旧対照表

69	風水害	<p>2 第16節 廃棄物処理計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施内容</p> <p>○ 浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、各種災害に対応した必要な措置を講じる。</p> <p>○ <u>平常時に処理しているごみと、し尿・浄化槽汚泥の処理を実施する</u></p> <p>○ <u>避難所等から発生するごみ、仮設トイレのし尿の処理を実施する</u></p> <p>○ 被災した家屋の解体等によって発生した<u>がれき類や片付けごみ</u>の処理を実施する。</p> <p>2 初期対応</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>がれき類については、災害の状況からがれき類発生量を推計し、あらかじめ定めた候補地の中から仮置場を選定する。また、がれき類の自己搬入不可を広報し、搬入方針の決定まで、個人で保管することを求める。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市災害対策本部、諸関係機関等との連絡・調整を実施し、情報収集を行うとともに、避難所の状況を把握するほか、仮設トイレの設置状況について把握する。</p> <p>3 収集・処理計画</p> <p>○ 生活ごみについては、<u>生活ごみ発生量を推計し、収集人員及び車両の必要量を把握し、収集・処理計画を作成する。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 市長の要請事項と県の実施事項</p> <p>○ 市において、廃棄物処理業務が不可能又は困難な場合は下記事項を明らかにし県へ要請する。</p> <table border="1" data-bbox="293 1214 1167 1361"> <tr> <th>市長の要請事項</th> <th>県の実施事項</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③ 必要とする設備又は業務内</td> <td></td> </tr> </table>	市長の要請事項	県の実施事項	(略)	(略)	③ 必要とする設備又は業務内		<p>第16節 廃棄物処理計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施内容</p> <p>○ 浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、各種災害に対応した必要な措置を講じる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○ <u>家庭から排出される生活ごみや避難所での生活に伴い発生する避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理を実施する。</u></p> <p>○ 被災した家屋の解体等によって発生した<u>がれき類(片付けごみを含む)</u>の処理を実施する。</p> <p>2 初期対応</p> <p>(略)</p> <p>○ <u>がれき類については、災害の状況からがれき類発生量を推計し、公有地等から仮置場を選定する。また、がれき類の搬入については、仮置場への搬入の方針が決まるまで個人で保管する。</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 市災害対策本部、諸関係機関等との連絡・調整を実施し、情報収集を行うとともに、避難所の状況や、仮設トイレの設置状況について把握する。</p> <p>3 収集・処理計画</p> <p>○ 生活ごみ及び避難所ごみについては、<u>それぞれ発生量を推計し、収集人員及び車両の必要量を把握し、処理方針を検討・決定する。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 市長の要請事項と県の実施事項</p> <p>○ 市において、廃棄物処理業務が不可能又は困難な場合は下記事項を明らかにし県へ要請する。</p> <table border="1" data-bbox="1234 1214 2107 1361"> <tr> <th>市長の要請事項</th> <th>県の実施事項</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③ 必要とする設備</td> <td></td> </tr> </table>	市長の要請事項	県の実施事項	(略)	(略)	③ 必要とする設備	
市長の要請事項	県の実施事項														
(略)	(略)														
③ 必要とする設備又は業務内															
市長の要請事項	県の実施事項														
(略)	(略)														
③ 必要とする設備															

浜松市地域防災計画 新旧対照表

71	風水害	2	<p>容</p> <p>(略)</p> <p>⑥必要とする人員</p> <p>(新設)</p> <p>⑦ 連絡責任者</p> <p>⑧ その他特記事項</p>	<p>(略)</p> <p>⑥ 必要とする人員</p> <p>⑦ 業務の内容</p> <p>⑧ 連絡責任者</p> <p>⑨ その他特記事項</p>															
			<p>(略)</p> <p>第 18 節 輸送計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう<u>予め輸送業者と協定を締結するなど体制の整備に努める。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p> <p>(略)</p> <p>≪輸送機関一覧表≫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市タクシー協会</td> <td>中区上島 1-11-15</td> <td>472-5181</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	電話番号	浜松市タクシー協会	中区上島 1-11-15	472-5181	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第 18 節 輸送計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、<u>あらかじめ輸送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。</u></p> <p>○ <u>物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 実施方法</p> <p>(略)</p> <p>≪輸送機関一覧表≫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市タクシー協会</td> <td>中区神田町 1389</td> <td>441-1637</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	電話番号	浜松市タクシー協会	中区神田町 1389	441-1637
名 称	所 在 地	電話番号																	
浜松市タクシー協会	中区上島 1-11-15	472-5181																	
(略)	(略)	(略)																	
名 称	所 在 地	電話番号																	
浜松市タクシー協会	中区神田町 1389	441-1637																	
(略)	(略)	(略)																	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

75	風水害	2	<p>○ 漁船への協力要請は、市災害対策本部が次表の関係漁業協同組合に行う。</p> <p>《漁業協同組合所属船一覧表》 (平成28年10月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第21節 社会福祉計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>実施期間/協力機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>母子父子寡婦福祉資金の貸付け</td> <td>市/民生委員・児童委員、母子・父子福祉協力員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象 被災母子・父子・寡婦世帯(災害により母子・父子・寡婦世帯となった者を含む。)</li> <li>貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	(略)	(略)	(略)	事業	実施期間/協力機関	内容	(略)	(略)	(略)	母子父子寡婦福祉資金の貸付け	市/民生委員・児童委員、母子・父子福祉協力員	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象 被災母子・父子・寡婦世帯(災害により母子・父子・寡婦世帯となった者を含む。)</li> <li>貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額</li> </ul>	(略)	(略)	(略)	<p>○ 漁船への協力要請は、市災害対策本部が次表の関係漁業協同組合に行う。</p> <p>《漁業協同組合所属船一覧表》 (令和2年10月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第21節 社会福祉計画</p> <p>(略)</p> <p>1 実施方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>実施期間/協力機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>母子父子寡婦福祉資金の貸付け</td> <td>市/民生委員・児童委員、母子・父子福祉協力員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象 被災母子・父子・寡婦世帯</li> <li>貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	(略)	(略)	(略)	事業	実施期間/協力機関	内容	(略)	(略)	(略)	母子父子寡婦福祉資金の貸付け	市/民生委員・児童委員、母子・父子福祉協力員	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象 被災母子・父子・寡婦世帯</li> <li>貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額</li> </ul>	(略)	(略)	(略)
			名称	所在地	電話番号																																			
(略)	(略)	(略)																																						
事業	実施期間/協力機関	内容																																						
(略)	(略)	(略)																																						
母子父子寡婦福祉資金の貸付け	市/民生委員・児童委員、母子・父子福祉協力員	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象 被災母子・父子・寡婦世帯(災害により母子・父子・寡婦世帯となった者を含む。)</li> <li>貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額</li> </ul>																																						
(略)	(略)	(略)																																						
名称	所在地	電話番号																																						
(略)	(略)	(略)																																						
事業	実施期間/協力機関	内容																																						
(略)	(略)	(略)																																						
母子父子寡婦福祉資金の貸付け	市/民生委員・児童委員、母子・父子福祉協力員	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付対象 被災母子・父子・寡婦世帯</li> <li>貸付額 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額</li> </ul>																																						
(略)	(略)	(略)																																						
80	風水害	2	<p>第25節 ボランティア活動支援計画</p> <p>○ 市は、被災地の復旧・復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重するとともに、災害ボランティア本部を運営する市社会福祉協議会と連絡を密に行い、可能な限り支援する。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害ボランティア本部等の設置</p> <p>○ 市社会福祉協議会は、災害時の被災者支援を円滑に行うため、災害ボランティア本部を浜松</p>	<p>第25節 ボランティア活動支援計画</p> <p>○ 市は、被災地の復旧・復興支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動が効果的に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重するとともに、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会と連絡を密に行い、可能な限り支援する。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害ボランティアセンター等の設置</p> <p>○ 市社会福祉協議会は、災害時の被災者支援を円滑に行うため、災害ボランティアセンターを</p>																																				

浜松市地域防災計画 新旧対照表

81	風水害	<p>市福祉交流センターに、また被災状況に応じたきめ細かな支援を行うため、区ごとに区災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>(略)</p> <p>3 業務</p> <p>《災害ボランティア本部》</p> <p>(略)</p> <p>第26節 相互応援協力計画</p> <p>○ 隣接地方公共団体等と相互応援協力の体制を整備し、災害応急対策活動の万全を期す。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>1 実施方法</p> <p>○ <u>応急対策の実施が本市において不可能又は困難な事態が発生した場合、市長は、隣接地方公共団体等の長に対して応援派遣の要請をする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>浜松市福祉交流センターに、また被災状況に応じたきめ細かな支援を行うため、区ごとに区災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>(略)</p> <p>3 業務</p> <p>《災害ボランティアセンター》</p> <p>(略)</p> <p>第26節 相互応援協力計画</p> <p>○ 隣接地方公共団体等と相互応援協力の体制を整備し、災害応急対策活動の万全を期す。</p> <p>○ <u>大規模な災害が発生し、市災害対策本部長が必要と認めた場合の広域受援の受入れは、浜松市広域受援計画に基づく。</u></p> <p>1 実施方法</p> <p>○ 市長は、<u>広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定に基づき、災害応急対策に必要なときは隣接地方公共団体等の長に対して応援派遣の要請をする。</u></p> <p>(略)</p>
84	風水害	<p>第30節 災害時避難行動要支援者の避難支援</p> <p>1 避難支援の実施体制</p> <p>(1)市における避難支援体制</p> <p>(略)</p> <p>《避難支援等関係機関》</p> <p>自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関等</p> <p>(略)</p> <p>(3)社会福祉施設等の避難支援体制</p>	<p>第30節 災害時避難行動要支援者の避難支援</p> <p>1 避難支援の実施体制</p> <p>(1)市における避難支援体制</p> <p>(略)</p> <p>《避難支援等関係機関》</p> <p>自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関、<u>在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</u></p> <p>(略)</p> <p>(3)社会福祉施設等の避難支援体制</p>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

100	地震	1	<p>○ 市は、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、避難所と福祉避難所の円滑な連携を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 避難所等における要配慮者支援体制</p> <p>(略)</p> <p>(2)避難所との連携</p> <p>○ 市は、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉関係者、避難支援者等の協力のもとで、避難所において必要となる避難行動要支援者支援に関する相談やニーズ等に応え、支援する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>○ 市は、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、避難所と福祉避難所の円滑な連携を図る。</p> <p><u>○ 県及び市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 避難所等における要配慮者支援体制</p> <p>(略)</p> <p>(2)避難所との連携</p> <p>○ 市は、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉関係者、避難支援者等の協力のもとで、避難所において必要となる避難行動要支援者支援に関する相談やニーズ等に応え、支援する。</p> <p><u>(3)その他</u></p> <p><u>○ 市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。</u></p> <p><u>○ 市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。</u></p> <p><u>○ 被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。</u></p>					
			<p>第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>2 県</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>① 東海地震予知情報等の受理及び伝達</td> </tr> </table>	(略)	(略)	県警察	① 東海地震予知情報等の受理及び伝達	<p>第2節 市、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>2 県</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>① 東海地震に関連する情報の受理、伝達及び広報</td> </tr> </table>	(略)
(略)	(略)								
県警察	① 東海地震予知情報等の受理及び伝達								
(略)	(略)								
県警察	① 東海地震に関連する情報の受理、伝達及び広報								



浜松市地域防災計画 新旧対照表

<p>② 東海地震予知情報等の広報</p> <p>③ 危険区域への立入の規制</p> <p>④ 行方不明者等の捜索及び遺体の検視</p> <p>⑤ 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持</p> <p>⑥ 避難状況等に関する情報の収集</p> <p>⑦ 防災訓練の実施</p>	<p>(削除)</p> <p>② 危険区域への立入の規制</p> <p>③ 行方不明者等の捜索及び遺体の検視</p> <p>④ 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持</p> <p>⑤ 避難状況等に関する情報の収集</p> <p>⑥ 防災訓練の実施</p>				
<p>3 指定地方行政機関</p>					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 539 465 598">総務省東海総合通信局</td> <td data-bbox="465 539 1128 783"> <p>(略)</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	総務省東海総合通信局	<p>(略)</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>(略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1234 539 1406 598">総務省東海総合通信局</td> <td data-bbox="1406 539 2069 783"> <p>(略)</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、<u>災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備</u>の貸与</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	総務省東海総合通信局	<p>(略)</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、<u>災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備</u>の貸与</p> <p>(略)</p>
総務省東海総合通信局	<p>(略)</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</p> <p>(略)</p>				
総務省東海総合通信局	<p>(略)</p> <p>④ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、<u>災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備</u>の貸与</p> <p>(略)</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 783 465 836">(略)</td> <td data-bbox="465 783 1128 836">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1234 783 1406 836">(略)</td> <td data-bbox="1406 783 2069 836">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="293 836 465 1362">国土交通省中部地方整備局</td> <td data-bbox="465 836 1128 1362"> <p>管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>① 災害予防</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等の被災状況調査を行う<u>防災エキスパート制度</u>の活用</li> </ul> <p>(略)</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路利用者に対して、<u>地震予知情報及び道路障害規制等の情報</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	国土交通省中部地方整備局	<p>管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>① 災害予防</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等の被災状況調査を行う<u>防災エキスパート制度</u>の活用</li> </ul> <p>(略)</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路利用者に対して、<u>地震予知情報及び道路障害規制等の情報</u></li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1234 836 1406 1362">国土交通省中部地方整備局</td> <td data-bbox="1406 836 2069 1362"> <p>管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>① 災害予防</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中部地方整備局長が行う公共土木施設等の被災状況調査及び応急対策等に対する防災支援活動をボランティアとして行うエキスパート制度</u>の活用</li> </ul> <p>(略)</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路利用者に対して、<u>道路障害規制等の情報提供を道路情報板</u></li> </ul> </td> </tr> </table>	国土交通省中部地方整備局	<p>管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>① 災害予防</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中部地方整備局長が行う公共土木施設等の被災状況調査及び応急対策等に対する防災支援活動をボランティアとして行うエキスパート制度</u>の活用</li> </ul> <p>(略)</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路利用者に対して、<u>道路障害規制等の情報提供を道路情報板</u></li> </ul>
国土交通省中部地方整備局	<p>管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>① 災害予防</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等の被災状況調査を行う<u>防災エキスパート制度</u>の活用</li> </ul> <p>(略)</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路利用者に対して、<u>地震予知情報及び道路障害規制等の情報</u></li> </ul>				
国土交通省中部地方整備局	<p>管轄する河川、ダム、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>① 災害予防</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中部地方整備局長が行う公共土木施設等の被災状況調査及び応急対策等に対する防災支援活動をボランティアとして行うエキスパート制度</u>の活用</li> </ul> <p>(略)</p> <p>③ 応急・復旧</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路利用者に対して、<u>道路障害規制等の情報提供を道路情報板</u></li> </ul>				

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行 い、情報の周知を図るとともに低速走行の呼びかけ等の実施 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な 応急対策の実施</li> </ul> <p>(略)</p>		<p>や道の駅等の道路情報提供装置を用いた情報の周知 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせに基づ く自主的な応急対策の実施</li> </ul> <p>(略)</p>
国土交通省中 部運輸局	<p>(略)</p> <p>⑨ 必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令措置 (略)</p>	国土交通省中 部運輸局	<p>(略)</p> <p>⑨ 必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送要請 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
4 指定公共機関		4 指定公共機関	
(略)	(略)	(略)	(略)
日本赤十字社	<p>① 医療、助産及び遺体措置に関すること (略)</p> <p>⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (新設)</p>	日本赤十字社	<p>① 医療、助産、<u>こころのケア</u>及び遺体措置に関すること (略)</p> <p>⑤ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>⑥ その他必要な事項</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
西日本電信電話 (株)、(株)NT Tドコモ東海支 社	(略)	西日本電信電話 (株)、(株)NT Tドコモ東海支 社	(略)
(新設)	(新設)	岩谷産業(株)、 アストモスエネ ルギー(株)、(株)	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から 充填所への LP ガスの配送

浜松市地域防災計画 新旧対照表

					ジャパンガステ ナジー、ENEOS グ ローブ (株)、ジ クシス (株)	
		(略)	(略)		(略)	(略)
		中部電力パワー グリッド (株)	(略)		中部電力(株)、 中部電力パワー グリッド (株)	(略)
		電源開発 (株)	(略)		電源開発 (株)、 電源開発送変電 ネットワーク (株)	(略)
		(略)	(略)		(略)	(略)
		一般社団法人日 本建設業連合会	(略)		一般社団法人日 本建設業連合会、 一般社団法人全 国中小建設業協 会	(略)
		(新設)	(新設)		(株)イトーヨー カ堂、イオン (株)、ユニー (株)、(株)セブ ン・イレブン・ジ ャパン、(株)ロ ーソン、(株)フ	・ 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の 実施 ・ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開す る

浜松市地域防災計画 新旧対照表

111	地震	2			アミリーマート、 (株)セブン&ア イ・ホールディング グス	
			(略)	(略)	(略)	(略)
			7 その他防災関係機関等		7 その他防災関係機関等	
			(略)	(略)	(略)	(略)
			浜松エフエム放送(株)	・ あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送	浜松エフエム放送(株)、浜松ケーブルテレビ(株)	・ あらかじめ市と締結した協定に基づく放送
			(略)	(略)	(略)	(略)
			第1節 防災思想の普及		第1節 防災思想の普及	
			(略)	(略)	(略)	(略)
			2 市民に対する防災思想の普及		2 市民に対する防災思想の普及	
			(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)			
各種団体への啓発	(略) ・ 研修に際しては、必要な資料の提供やDVD等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の地震防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。 (新設)	各種団体への啓発	(略) ・ 研修に際しては、必要な資料の提供やDVD等の貸出しを行い、それぞれの立場の市民が、地域の地震防災に寄与する意識を高めることができるよう支援する。 ・ 市は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う			

浜松市地域防災計画 新旧対照表

114	地震	2				災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。		
			(略)	(略)	(略)	(略)		
			文化財に対する防災知識の普及	・市は、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財愛護団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。また、過去の歴史資料に基づく地震災害史情報を講演会、研修会等によって紹介し、意識啓発を図る。	文化財に対する防災知識の普及	・市は、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財保護活用団体等の諸活動を通じ、防災指導及び文化財に対する防災知識の普及に努める。また、過去の歴史資料に基づく地震災害史情報を講演会、研修会等によって紹介し、意識啓発を図る。		
			(略)	(略)	(略)	(略)		
			3 園児、児童及び生徒に対する教育				3 園児、児童及び生徒に対する教育	
			○ 市及び市教育委員会は、公立の学校及び幼稚園(以下「学校等」という。)に対し、静岡県防災教育基本方針、浜松市学校(園)防災対策基準により、園児、児童及び生徒(以下「生徒等」という。)に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、市は、県が私立学校及び私立幼稚園(以下「私立学校等」という。)に地震防災教育を実施する際に連携を図る。				○ 市及び市教育委員会は、公立の学校、幼稚園及び保育所(以下「学校等」という。)に対し、静岡県防災教育目標、浜松市学校(園)防災対策基準等により、園児、児童及び生徒(以下「生徒等」という。)に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。また、市は、県が私立学校及び私立幼稚園(以下「私立学校等」という。)に地震防災教育を実施する際に連携を図る。	
			(略)				(略)	
			第2節 自主防災活動				第2節 自主防災活動	
			(略)				(略)	
			1 市民の果たすべき役割				1 市民の果たすべき役割	
(略)				(略)				
平常時から実施する事項		(略)	平常時から実施する事項		(略)			
		⑨ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医薬品等生活必需品の備蓄(飲料水及び食料は最低7日分)			⑨ 飲料水、食料、日用品、携帯トイレ、医薬品等生活必需品の備蓄(飲料水及び食料は最低7日分)			

浜松市地域防災計画 新旧対照表

121	地震	2	<p>⑩ 居住用の建物・家財の保険や共済への加入</p> <p>⑪ 家屋の補強やブロック塀の補修・撤去等</p> <p>⑫ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄</p>	<p>⑩ 自動車へのこまめな満タン給油</p> <p>⑪ 居住用の建物・家財の保険や共済への加入</p> <p>⑫ 家屋の補強やブロック塀の補修・撤去等</p> <p>⑬ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄</p>
			(略)	(略)
			2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	
			(略)	
			(略)	(略)
			避難所の運営体制の整備	<p>・ 警戒宣言発令時の避難対象地区住民等の避難生活及び発災時の被災住民等の避難所生活が円滑に行われるよう、「避難所運営マニュアル」、「避難生活の手引き」、「避難生活計画書」等を参考に、避難所ごとに市及び避難所の施設管理者と協力して運営体制の整備に努める。</p>
			(略)	(略)
			(略)	
			第5節 地震災害予防対策の推進	
			(略)	
2 消防用施設の整備				
○ 市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努める。				
(略)				
・ 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター				
(略)				
第5節 地震災害予防対策の推進				
(略)				
2 消防用施設の整備				
○ 市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努める。				
(略)				
・ 消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター、消防用高所監視施設及びヘリコプターテ				

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>(略)</p> <p>4 建築物等の耐震対策</p> <p>○ 市、事業者、建築主等が一体となって、建築物等の耐震化を図る。</p> <table border="1" data-bbox="293 344 1144 783"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市が実施すべき事項</td> <td>                     浜松市耐震改修促進計画に基づき、以下の通り、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する。                      (略)                      ≪その他の安全対策の促進≫                      ・ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、道路沿いのブロック塀等の所有者へ耐震化や危険なブロック塀等を把握するための点検の実施の啓発指導等を実施                      (略)                 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>6 大規模盛土造成地対策の推進</p> <p>○ 地震発生時において、滑動崩壊のおそれがある大規模盛土造成地については、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知するとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。</p> <p>(略)</p> <p>12 生活の確保</p> <p>○ 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の対策を進める。</p> <table border="1" data-bbox="293 1315 1144 1362"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	市が実施すべき事項	浜松市耐震改修促進計画に基づき、以下の通り、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する。 (略) ≪その他の安全対策の促進≫ ・ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、道路沿いのブロック塀等の所有者へ耐震化や危険なブロック塀等を把握するための点検の実施の啓発指導等を実施 (略)	(略)	(略)	<p>レビ電送システム</p> <p>(略)</p> <p>4 建築物等の耐震対策</p> <p>○ 市、事業者、建築主等が一体となって、建築物等の耐震化を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1234 344 2085 783"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市が実施すべき事項</td> <td>                     浜松市耐震改修促進計画に基づき、以下の通り、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する。                      (略)                      ≪その他の安全対策の促進≫                      ・ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、道路沿いのブロック塀等の所有者へ撤去、改善や危険なブロック塀等を把握するための点検の実施の啓発指導等を実施                      (略)                 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>6 大規模盛土造成地対策の推進</p> <p>○ 地震発生時において、滑動崩壊のおそれがある大規模盛土造成地については、<u>位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう啓発に努めるものとする。</u>また、必要に応じ造成宅地防災区域を指定し、大きな被害を受けやすいこと等を周知するとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努める。</p> <p>(略)</p> <p>12 生活の確保</p> <p>○ 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の対策を進める。</p> <table border="1" data-bbox="1234 1315 2085 1362"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	市が実施すべき事項	浜松市耐震改修促進計画に基づき、以下の通り、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する。 (略) ≪その他の安全対策の促進≫ ・ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、道路沿いのブロック塀等の所有者へ撤去、改善や危険なブロック塀等を把握するための点検の実施の啓発指導等を実施 (略)	(略)	(略)
(略)	(略)													
市が実施すべき事項	浜松市耐震改修促進計画に基づき、以下の通り、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する。 (略) ≪その他の安全対策の促進≫ ・ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、道路沿いのブロック塀等の所有者へ耐震化や危険なブロック塀等を把握するための点検の実施の啓発指導等を実施 (略)													
(略)	(略)													
(略)	(略)													
市が実施すべき事項	浜松市耐震改修促進計画に基づき、以下の通り、耐震診断、耐震改修を計画的に推進する。 (略) ≪その他の安全対策の促進≫ ・ブロック塀等撤去改善事業を実施するほか、道路沿いのブロック塀等の所有者へ撤去、改善や危険なブロック塀等を把握するための点検の実施の啓発指導等を実施 (略)													
(略)	(略)													

浜松市地域防災計画 新旧対照表

132	地震	2	<table border="1"> <tr> <td>廃棄物処理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の廃棄物の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。</li> <li>①市が実施すべき事項</li> <li>・浜松市災害廃棄物処理実行計画等の策定・見直し</li> <li>・災害協定締結先との避難所等のごみ・し尿の収集運搬に関する協議</li> <li>(略)</li> <li>② 市民が実施すべき事項</li> <li>(略)</li> <li>・ 自主防災活動の一環として、避難所等におけるごみ・し尿の処理方法の検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急避難場所の資機材の整備</td> <td>・ 広域避難場所及び緊急避難場所に防災倉庫を設置し、必要な防災資機材を整備する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の廃棄物の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。</li> <li>①市が実施すべき事項</li> <li>・浜松市災害廃棄物処理実行計画等の策定・見直し</li> <li>・災害協定締結先との避難所等のごみ・し尿の収集運搬に関する協議</li> <li>(略)</li> <li>② 市民が実施すべき事項</li> <li>(略)</li> <li>・ 自主防災活動の一環として、避難所等におけるごみ・し尿の処理方法の検討</li> </ul>	(略)	(略)	緊急避難場所の資機材の整備	・ 広域避難場所及び緊急避難場所に防災倉庫を設置し、必要な防災資機材を整備する。	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>廃棄物処理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の廃棄物の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。</li> <li>①市が実施すべき事項</li> <li>・浜松市災害廃棄物処理計画等の策定・見直し</li> <li>・災害協定締結先との避難所等のごみ・し尿の収集運搬に関する協議及び連絡体制の整備</li> <li>(略)</li> <li>② 市民が実施すべき事項</li> <li>(略)</li> <li>・ 自主防災活動の一環として、避難所等におけるごみ・し尿の排出方法の検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難所等の資機材の整備</td> <td>・ 避難所等に防災倉庫を設置し、必要な防災資機材を整備する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の廃棄物の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。</li> <li>①市が実施すべき事項</li> <li>・浜松市災害廃棄物処理計画等の策定・見直し</li> <li>・災害協定締結先との避難所等のごみ・し尿の収集運搬に関する協議及び連絡体制の整備</li> <li>(略)</li> <li>② 市民が実施すべき事項</li> <li>(略)</li> <li>・ 自主防災活動の一環として、避難所等におけるごみ・し尿の排出方法の検討</li> </ul>	(略)	(略)	避難所等の資機材の整備	・ 避難所等に防災倉庫を設置し、必要な防災資機材を整備する。	(略)	(略)
			廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の廃棄物の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。</li> <li>①市が実施すべき事項</li> <li>・浜松市災害廃棄物処理実行計画等の策定・見直し</li> <li>・災害協定締結先との避難所等のごみ・し尿の収集運搬に関する協議</li> <li>(略)</li> <li>② 市民が実施すべき事項</li> <li>(略)</li> <li>・ 自主防災活動の一環として、避難所等におけるごみ・し尿の処理方法の検討</li> </ul>																
			(略)	(略)																
			緊急避難場所の資機材の整備	・ 広域避難場所及び緊急避難場所に防災倉庫を設置し、必要な防災資機材を整備する。																
			(略)	(略)																
			廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災後の廃棄物の処理を適切に行うため、次の対策を講じる。</li> <li>①市が実施すべき事項</li> <li>・浜松市災害廃棄物処理計画等の策定・見直し</li> <li>・災害協定締結先との避難所等のごみ・し尿の収集運搬に関する協議及び連絡体制の整備</li> <li>(略)</li> <li>② 市民が実施すべき事項</li> <li>(略)</li> <li>・ 自主防災活動の一環として、避難所等におけるごみ・し尿の排出方法の検討</li> </ul>																
			(略)	(略)																
			避難所等の資機材の整備	・ 避難所等に防災倉庫を設置し、必要な防災資機材を整備する。																
			(略)	(略)																
			(略)	(略)																
第6節 災害時避難行動要支援者支援計画	第6節 災害時避難行動要支援者支援計画																			
(略)	(略)																			
1 避難行動要支援者支援体制の整備	1 避難行動要支援者支援体制の整備																			
<table border="1"> <tr> <td>避難行動要支援者支援体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> <li>※避難行動要支援者名簿の対象者</li> <li>(略)</li> </ul> </td> </tr> </table>	避難行動要支援者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> <li>※避難行動要支援者名簿の対象者</li> <li>(略)</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>避難行動要支援者支援体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> <li>※避難行動要支援者名簿の対象者</li> <li>(略)</li> </ul> </td> </tr> </table>	避難行動要支援者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> <li>※避難行動要支援者名簿の対象者</li> <li>(略)</li> </ul>															
避難行動要支援者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> <li>※避難行動要支援者名簿の対象者</li> <li>(略)</li> </ul>																			
避難行動要支援者支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、浜松市災害時避難行動要支援者支援計画に基づき、以下の要件に該当する者を「避難行動要支援者」と指定し、災害時等の支援を目的に名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。</li> <li>※避難行動要支援者名簿の対象者</li> <li>(略)</li> </ul>																			



浜松市地域防災計画 新旧対照表

134	地震	2	<p>その他（生活環境等により特別に避難支援を必要とする状態）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ的確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、<u>自治会を中心に</u>同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう、災害時避難支援個別計画の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</li> </ul> <p>《避難支援等関係機関》 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関等</p>	<p>その他（自力では避難ができない事情を抱えている人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、避難行動要支援者の中から、特に支援を希望する市民（以下「同意者」という。）に対し、情報の伝達や安否確認、避難所等における対応が迅速かつ的確に実施できるよう、地域における避難支援等関係機関へ、同意者に関する情報を提供する。あわせて、<u>防災主管部局、福祉部局等が連携し、福祉関係者の協力を得ながら、地域住民とともに</u>同意者への避難支援体制づくりを平常時から地域で進めていただけるよう、災害時避難支援個別計画の活用や必要な情報提供、意識啓発を行う。</li> </ul> <p>《避難支援等関係機関》 自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防機関、<u>在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</u></p>								
			(略)	(略)								
			<p>第7節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>○ 浜松市津波防災地域づくり推進計画（平成26年4月）に基づき、各推進施策（アクション）を計画的に推進する。</p> <p>1 津波防災地域づくり推進計画</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>目標と基本方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波防災地域づくりの3つの目標に対応した以下の9つの基本方針で構成し、<u>117</u>推進施策を今後、30年間で実施する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>2 津波に関する知識の啓発</p>	(略)	(略)	目標と基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波防災地域づくりの3つの目標に対応した以下の9つの基本方針で構成し、<u>117</u>推進施策を今後、30年間で実施する。</li> </ul>	<p>第7節 津波災害予防対策の推進</p> <p>(略)</p> <p>○ 浜松市津波防災地域づくり推進計画（令和元年11月一部改訂）に基づき、各推進施策（アクション）を計画的に推進する。</p> <p>1 津波防災地域づくり推進計画</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>目標と基本方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波防災地域づくりの3つの目標に対応した以下の9つの基本方針で構成し、推進施策を今後、30年間で実施する。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>2 津波に関する知識の啓発</p>	(略)	(略)	目標と基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波防災地域づくりの3つの目標に対応した以下の9つの基本方針で構成し、推進施策を今後、30年間で実施する。</li> </ul>
(略)	(略)											
目標と基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波防災地域づくりの3つの目標に対応した以下の9つの基本方針で構成し、<u>117</u>推進施策を今後、30年間で実施する。</li> </ul>											
(略)	(略)											
目標と基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波防災地域づくりの3つの目標に対応した以下の9つの基本方針で構成し、推進施策を今後、30年間で実施する。</li> </ul>											

浜松市地域防災計画 新旧対照表

139	地震	3	(略)	(略)	(略)	(略)
			乳児・幼児・児童及び生徒に対する教育	(略)	園児・児童及び生徒に対する教育	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			6 生活の確保	○ 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び津波が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。	6 生活の確保	○ 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び津波が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。
			(略)	(略)	(略)	(略)
			(3) 廃棄物処理活動	○ 発災後の廃棄物(ごみ・し尿)の処理を適切に行うため、市は、津波による災害廃棄物が一時期かつ膨大に発生することを踏まえ、地域性を考慮して、あらかじめ災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場・仮設処理施設の候補地を定めておく。	(3) 廃棄物処理活動	○ 発災後の廃棄物(ごみ・し尿)の処理を適切に行うため、市は、津波による災害廃棄物が一時期かつ膨大に発生することを踏まえ、地域性を考慮して、災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場・仮設処理施設の候補地を公有地等から選定する。
			7 防疫対策	○ 市は、津波災害により、感染症・伝染病のおそれと考えられる事項について対応策を事前に整備する。	7 防疫対策	○ 市は、感染症・伝染病のおそれと考えられる事項について対応策を事前に整備する。
			第1節 地震防災施設整備指針	(略)	第1節 地震防災施設整備指針	(略)
			2 地域の防災構造化	緊急避難場所の整備 ・ 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入れ能力の強化等のため、緊急避難場所及び広域避難場所の整備を図る。	2 地域の防災構造化	緊急避難場所の整備 ・ 既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入れ能力の強化等のため、緊急避難場所の整備を図る。
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)			

浜松市地域防災計画 新旧対照表

141	地震	3	<p>5 災害防止事業</p> <table border="1"> <tr> <td>山崩れ、地すべり等の防止</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震による災害の発生を防止するため、<u>地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等</u>について、その区域内の土地の所有者又は、管理者は防災施設の整備を図るよう努める。</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 事業の実施期間は、昭和 55 年度から平成 31 年度までの 40 年間である。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害の防止事業</p> <table border="1"> <tr> <td>山崩れ、地すべり等の防止</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的</li> </ul> <p>地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される<u>地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等</u>について、整備を促進する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	山崩れ、地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による災害の発生を防止するため、<u>地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等</u>について、その区域内の土地の所有者又は、管理者は防災施設の整備を図るよう努める。</li> </ul> <p>(略)</p>	(略)	(略)	山崩れ、地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的</li> </ul> <p>地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される<u>地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等</u>について、整備を促進する。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)
		山崩れ、地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による災害の発生を防止するため、<u>地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等</u>について、その区域内の土地の所有者又は、管理者は防災施設の整備を図るよう努める。</li> </ul> <p>(略)</p>								
(略)	(略)										
山崩れ、地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的</li> </ul> <p>地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される<u>地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流等</u>について、整備を促進する。</p> <p>(略)</p>										
(略)	(略)										
144	地震	3	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区名</th> <th>事業名</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区名	事業名	事業の概要	(略)	(略)	(略)	(略)
名称	区名	事業名	事業の概要								
(略)	(略)	(略)	(略)								

141	地震	3	<p>5 災害防止事業</p> <table border="1"> <tr> <td>山崩れ、地すべり等の防止</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震による災害の発生を防止するため、<u>土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）</u>について、その区域内の土地の所有者又は、管理者は防災施設の整備を図るよう努める。</li> </ul> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 地震対策緊急整備事業計画</p> <p>(略)</p> <p>○ 事業の実施期間は、昭和 55 年度から令和 6 年度までの 45 年間である。</p> <p>(略)</p> <p>5 災害の防止事業</p> <table border="1"> <tr> <td>山崩れ、地すべり等の防止</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的</li> </ul> <p>地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される<u>土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）</u>について、整備を促進する。</p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	山崩れ、地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による災害の発生を防止するため、<u>土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）</u>について、その区域内の土地の所有者又は、管理者は防災施設の整備を図るよう努める。</li> </ul> <p>(略)</p>	(略)	(略)	山崩れ、地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的</li> </ul> <p>地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される<u>土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）</u>について、整備を促進する。</p> <p>(略)</p>	(略)	(略)
		山崩れ、地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震による災害の発生を防止するため、<u>土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）</u>について、その区域内の土地の所有者又は、管理者は防災施設の整備を図るよう努める。</li> </ul> <p>(略)</p>								
(略)	(略)										
山崩れ、地すべり等の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の目的</li> </ul> <p>地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するため、地震により災害の発生が予想される<u>土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）</u>について、整備を促進する。</p> <p>(略)</p>										
(略)	(略)										
144	地震	3	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>区名</th> <th>事業名</th> <th>事業の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区名	事業名	事業の概要	(略)	(略)	(略)	(略)
名称	区名	事業名	事業の概要								
(略)	(略)	(略)	(略)								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

146	地震	3	避難路の整備	中区	土地区画整理事業	掛塚雄踏線(高竜地区) 砂山線(高竜地区) 砂山寺島線(高竜地区)	避難路の整備	(削除)	(削除)	(削除)			
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			緊急輸送道路の整備	浜北区	街路事業	0.4km、本通り線	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			
			電線共同溝の整備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
				中区	電線共同溝(土地区画整理)整備事業	砂山寺島線	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			
			老朽住宅密集市街地対策	中区	土地区画整理事業	高竜地区	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			
			(略)	(略)	(略)	旭・板屋地区、松菱通りB-3ブロック	(略)	(略)	(略)	松菱通り B-3 ブロック			
			第5節 その他の地震対策事業計画						第5節 その他の地震対策事業計画				
			1 水道施設等の整備						1 水道施設等の整備				
			水道施設の整備	(略)	・整備計画				水道施設の整備	(略)	・整備計画		
				(略)	<給水資機材>					(略)	<給水資機材>		
					浄水器、非常用給水タンク及び帆布製折りたたみ水槽の整備を図る。						浄水器、非常用給水袋及び簡易水槽の整備を図る。		

浜松市地域防災計画 新旧対照表

164	地震	4	下水道施設の整備	(略) ・整備計画 (略) <処理場、ポンプ場> (略) ③ 沈砂池壁等の亀裂による漏水、機械・電気設備等の配管の歪み、管接続部のズレ等を考慮した構造、工法を推進する。	(略)	下水道施設の整備	(略) ・整備計画 (略) <処理場、ポンプ場> (略) ③ 沈砂池等 <u>水槽構造物</u> の亀裂による漏水、機械・電気設備等の配管の歪み、管接続部のズレ等を考慮した構造、工法を推進する。	(略)
			(略)	(略)			(略)	
			(略)					
			第7節 避難活動			第7節 避難活動		
			(略)			(略)		
			1 避難対策			1 避難対策		
			(略)	(略)			(略)	(略)
			避難のための勧告及び指示	(略) ⑥ 避難に際しての周知事項(市及び警察機関) ・避難対象地区の住民に対して (略) ・緊急避難場所及び避難時期、避難行動における注意事項(携行品、服装等)を周知する。			避難のための勧告及び指示	(略) ⑥ 避難に際しての周知事項(市及び警察機関) ・避難対象地区の住民に対して (略) ・緊急避難場所及び避難時期、避難行動における注意事項(携行品、服装等)を周知する。
			(略)	(略)			(略)	(略)
			(略)			(略)		
168	地震	4	第9節 交通の確保			第9節 交通の確保		
			(略)			(略)		

浜松市地域防災計画 新旧対照表

170	地震	<p>1 道路交通の確保対策</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通規制計画</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 緊急交通路等を確保するための措置</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送路については、各流入部において緊急輸送車両以外の車両(軽車両を除く。)の通行を禁止する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	交通規制計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 緊急交通路等を確保するための措置</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送路については、各流入部において緊急輸送車両以外の車両(軽車両を除く。)の通行を禁止する。</li> </ul>	(略)	(略)	<p>1 道路交通の確保対策</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通規制計画</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 緊急交通路等を確保するための措置</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両以外の車両(軽車両を除く。)の通行を禁止する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	(略)	(略)	交通規制計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 緊急交通路等を確保するための措置</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両以外の車両(軽車両を除く。)の通行を禁止する。</li> </ul>	(略)	(略)
		(略)	(略)												
交通規制計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 緊急交通路等を確保するための措置</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送路については、各流入部において緊急輸送車両以外の車両(軽車両を除く。)の通行を禁止する。</li> </ul>														
(略)	(略)														
(略)	(略)														
交通規制計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言が発せられた場合、次の交通規制が実施され、避難路及び緊急交通路が確保される。</li> </ul> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 緊急交通路等を確保するための措置</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急交通路については、各流入部において緊急輸送車両以外の車両(軽車両を除く。)の通行を禁止する。</li> </ul>														
(略)	(略)														
		<p>4 第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>○ 東海地震注意情報発表時においては、市、防災関係機関等は、警戒宣言発令時に緊急物資の調達、斡旋等の地震防災応急対策を円滑に実施するため準備を実施する。</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水に努めることを呼びかける。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>《警戒宣言発令時》</p> <p>(略)</p> <p>5 廃棄物処理の準備</p> <p>○ 浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物処理体制を整える。</p> <p>《市が実施すべき事項》</p> <p>① 生活ごみ、災害廃棄物の処理方法について、住民に周知を図る。</p>	<p>4 第10節 地域への救援活動</p> <p>(略)</p> <p>○ 東海地震注意情報発表時においては、市、防災関係機関等は、警戒宣言発令時に緊急物資の調達、斡旋等の地震防災応急対策を円滑に実施するため準備を実施する。</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の安全点検、応急給水の準備をするとともに、市民に対して貯水に努めることを呼びかける。</li> </ul> <p>(略)</p> <p>《警戒宣言発令時》</p> <p>(略)</p> <p>5 廃棄物処理の準備</p> <p>○ 浜松市災害廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物処理体制を整える。</p> <p>《市が実施すべき事項》</p> <p>① 生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の処理方法について、住民に周知を図る。</p>												

浜松市地域防災計画 新旧対照表

173	地震	4	② 仮置場の設置準備をする。 ③ 家庭系一般廃棄物収集運搬委託業者及び災害協定締結団体へ発災時の協力を要請する。 (略)	② 仮置場の設置検討及び設置準備をする。 ③ 災害協定締結団体へ発災時の協力を要請する。 (略)									
			第11節 市有施設・設備等の防災措置 (略) 1 無線通信施設等 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道無線</td> <td>① 基地局送・受話器の使用を封じ、上下水道部<u>地震災害警戒本部</u>にて通信統制を行い、各無線局への指示を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> (略)	(略)	(略)	水道無線	① 基地局送・受話器の使用を封じ、上下水道部 <u>地震災害警戒本部</u> にて通信統制を行い、各無線局への指示を行う。 (略)	(略)	(略)	第11節 市有施設・設備等の防災措置 (略) 1 無線通信施設等 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道無線</td> <td>① 基地局送・受話器の使用を封じ、上下水道部にて通信統制を行い、各無線局への指示を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> (略)	(略)	(略)	水道無線
(略)	(略)												
水道無線	① 基地局送・受話器の使用を封じ、上下水道部 <u>地震災害警戒本部</u> にて通信統制を行い、各無線局への指示を行う。 (略)												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
水道無線	① 基地局送・受話器の使用を封じ、上下水道部にて通信統制を行い、各無線局への指示を行う。 (略)												
(略)	(略)												
177	地震	4	第12節 防災関係機関等の防災応急対策 (略) ≪警戒宣言発令時≫ (略) 2 指定公共機関 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話 (株)、(株)NTTド コモ東海支社</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	西日本電信電話 (株)、(株)NTTド コモ東海支社	(略)	第12節 防災関係機関等の防災応急対策 (略) ≪警戒宣言発令時≫ (略) 2 指定公共機関 <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話 (株)、(株)NTTド コモ東海支社</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	西日本電信電話 (株)、(株)NTTド コモ東海支社	(略)	
			(略)	(略)									
西日本電信電話 (株)、(株)NTTド コモ東海支社	(略)												
(略)	(略)												
西日本電信電話 (株)、(株)NTTド コモ東海支社	(略)												

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		(新設)	(新設)	岩谷産業(株)、ア ストモスエネルギー(株)、(株)ジャ パンガスエナジー、 ENEOS グローブ (株)、ジクシス (株)	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2 次基地から充 填所への LP ガスの配送
		(略)	(略)	(略)	(略)
		中部電力パワーグ リッド(株)	① 支店、各事業所等に地震災害警戒本部(非常災害対策本部)の設 置 ② 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会 社等に対し動員準備を要請 (略)	中部電力(株)、 中部電力パワーグ リッド(株)	① 支社、各事業所等に地震災害警戒本部(非常災害対策本部)の設 置 ② 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支社並びに協力会 社等に対し動員準備を要請 (略)
		電源開発(株)	(略)	電源開発(株)、電源 開発送変電ネット ワーク(株)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		一般社団法人日本 建設業連合会	(略)	一般社団法人日本 建設業連合会、 一般社団法人全国 中小建設業協会	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
		4 その他防災関係機関等		4 その他防災関係機関等	
		(略)	(略)	(略)	(略)



浜松市地域防災計画 新旧対照表

188	地震	4	浜松エフエム放送 (株)	・ あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協 定に基づく放送	浜松エフエム放送 (株)、浜松ケーブル テレビ(株)	・ あらかじめ市と締結した協定に基づく放送
			(略)	(略)		(略)
196	地震	4	第14節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 (略) 2 各施設・事業所の計画において定める個別事項 《東海地震注意情報発表時》		第14節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策 (略) 2 各施設・事業所の計画において定める個別事項 《東海地震注意情報発表時》	
			(略)	(略)	(略)	(略)
			学校・幼稚園・保育 所	① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節にお いて以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針、学校の 地震防災対策マニュアル及び浜松市学校(園)防災対策基 準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣 言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑 な実施を指導する。  (略)	学校・幼稚園・保育 所	② 市及び市教育委員会は、学校等に対し、静岡県防災教育目 標、学校の地震防災対策マニュアル及び浜松市学校(園) 防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対 策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、 対策の円滑な実施を指導する。  (略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)		(略)	
			第16節 災害時避難行動要支援者の避難支援 1 避難支援の実施体制		第16節 災害時避難行動要支援者の避難支援 1 避難支援の実施体制	
			市における避難支 援体制	(略) 《避難支援等関係機関》  自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防	市における避難支 援体制	(略) 《避難支援等関係機関》  自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防

浜松市地域防災計画 新旧対照表

198	地震	4	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>機関等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等の避難支援体制</td> <td>・市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施する。<u>そして、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。</u></td> </tr> </table>		機関等	(略)	(略)	社会福祉施設等の避難支援体制	・市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施する。 <u>そして、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。</u>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等の避難支援体制</td> <td>・市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施するとともに<u>避難準備・高齢者等避難開始等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。</u></td> </tr> </table>		機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等	(略)	(略)	社会福祉施設等の避難支援体制	・市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施するとともに <u>避難準備・高齢者等避難開始等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。</u>
				機関等												
(略)	(略)															
社会福祉施設等の避難支援体制	・市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施する。 <u>そして、避難準備・高齢者等避難開始等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。</u>															
	機関、在宅の高齢者や障がい者宅を訪問する機会のある福祉専門職等															
(略)	(略)															
社会福祉施設等の避難支援体制	・市は、福祉避難所の円滑な運営のため、社会福祉施設等の管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置を実施するとともに <u>避難準備・高齢者等避難開始等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行う。</u>															
<p>(略)</p> <p>第17節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の津波対策</p> <p>(略)</p> <p>2 各施設・事業所の計画において定める個別事項</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <table border="1"> <tr> <td>学校・幼稚園・保育所</td> <td>① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針及び浜松市学校(園)防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>			学校・幼稚園・保育所	① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針及び浜松市学校(園)防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第17節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の津波対策</p> <p>(略)</p> <p>2 各施設・事業所の計画において定める個別事項</p> <p>《東海地震注意情報発表時》</p> <table border="1"> <tr> <td>学校・幼稚園・保育所</td> <td>① 市及び市教育委員会は、学校等に対し、静岡県防災教育目標及び浜松市学校(園)防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>		学校・幼稚園・保育所	① 市及び市教育委員会は、学校等に対し、静岡県防災教育目標及び浜松市学校(園)防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。	(略)	(略)				
学校・幼稚園・保育所	① 市及び市教育委員会は、学校等(保育所を含む。この節において以下同じ。)に対し、静岡県防災教育基本方針及び浜松市学校(園)防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。															
(略)	(略)															
学校・幼稚園・保育所	① 市及び市教育委員会は、学校等に対し、静岡県防災教育目標及び浜松市学校(園)防災対策基準等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。															
(略)	(略)															
200	地震	4	<p>第18節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について</p> <p>(略)</p> <p>《南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p>	<p>第18節 南海トラフ地震臨時情報への市の対応について</p> <p>(略)</p> <p>《南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p>												

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>&gt;&gt;</p> <p>(略)</p> <p>2 避難対策等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <table border="1" data-bbox="295 392 1146 443"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	(略)	(略)	<p>&gt;</p> <p>(略)</p> <p>2 避難対策等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <table border="1" data-bbox="1236 392 2087 443"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 消防機関等の活動</p> <p>市は、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</li> <li>・事前津波避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保</li> </ul> <p>4 警備対策</p> <p>警察は、犯罪防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な情報の収集及び伝達</li> <li>・不法事案等の予防及び取締り</li> <li>・地域防犯団体、警備事業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援</li> </ul> <p>5 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>① 水道</p> <p>市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。</p> <p>② 電気</p> <p>電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。</p>	(略)	(略)
(略)	(略)					
(略)	(略)					

浜松市地域防災計画 新旧対照表

		<p>(新設)</p>	<p>③ ガス</p> <p>ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。</p> <p>また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。</p> <p>④ 通信</p> <p>電気通信事業者は、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置を取るものとする。</p> <p>⑤ 放送</p> <p>放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携を取り、実態に即した体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取り組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用に努めるものとする。</p> <p>6 金融</p> <p>金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。</p>
--	--	-------------	---



浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>8 防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社(静岡県支部)</td> <td>① 医療、助産及び遺体措置に関すること (略) (新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ東海支社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力パワーグリッド(株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電源開発(株)(佐久間電力所ほか市内の各事業所)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	日本赤十字社(静岡県支部)	① 医療、助産及び遺体措置に関すること (略) (新設)	(略)	(略)	西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ東海支社	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	中部電力パワーグリッド(株)	(略)	電源開発(株)(佐久間電力所ほか市内の各事業所)	(略)	<p>8 防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社(静岡県支部)</td> <td>① 医療、助産、<u>こころのケア</u>及び遺体措置に関すること (略) ⑥ その他必要な事項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ東海支社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>岩谷産業(株)、アストモスエネルギー(株)、(株)ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ(株)、ジクシス(株)</td> <td>LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から <u>充填所への LP ガスの配送</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>電源開発(株)(佐久間電力所ほか市内の各事業所)、<u>電源開発</u></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	日本赤十字社(静岡県支部)	① 医療、助産、 <u>こころのケア</u> 及び遺体措置に関すること (略) ⑥ その他必要な事項	(略)	(略)	西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ東海支社	(略)	岩谷産業(株)、アストモスエネルギー(株)、(株)ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ(株)、ジクシス(株)	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から <u>充填所への LP ガスの配送</u>	(略)	(略)	中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)	(略)	電源開発(株)(佐久間電力所ほか市内の各事業所)、 <u>電源開発</u>	(略)
(略)	(略)																																	
日本赤十字社(静岡県支部)	① 医療、助産及び遺体措置に関すること (略) (新設)																																	
(略)	(略)																																	
西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ東海支社	(略)																																	
(新設)	(新設)																																	
(略)	(略)																																	
中部電力パワーグリッド(株)	(略)																																	
電源開発(株)(佐久間電力所ほか市内の各事業所)	(略)																																	
(略)	(略)																																	
日本赤十字社(静岡県支部)	① 医療、助産、 <u>こころのケア</u> 及び遺体措置に関すること (略) ⑥ その他必要な事項																																	
(略)	(略)																																	
西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ東海支社	(略)																																	
岩谷産業(株)、アストモスエネルギー(株)、(株)ジャパンガスエナジー、ENEOS グローブ(株)、ジクシス(株)	LP ガスタンクローリー等による LP ガス輸入基地、2次基地から <u>充填所への LP ガスの配送</u>																																	
(略)	(略)																																	
中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)	(略)																																	
電源開発(株)(佐久間電力所ほか市内の各事業所)、 <u>電源開発</u>	(略)																																	



浜松市地域防災計画 新旧対照表

220	地震	5				
			(略)	(略)	ルテレビ(株)	(略)
223	地震	5	第3節 広報活動	(略)	第3節 広報活動	(略)
			1 広報事項	(略)	1 広報事項	(略)
			④ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況	④ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況	⑤ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報	
			(新設)			
			⑤ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み	⑥ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み		
			⑥ 給水など市民生活に関係の深い施設の応急活動の状況	⑦ 給水など市民生活に関係の深い施設の応急活動の状況		
			⑦ 自主防災組織に対する活動実施要請	⑧ 自主防災組織に対する活動実施要請		
			(略)	(略)		
			第5節 他市町村等への応援要請	第5節 他市町村等への応援要請		
			(略)	(略)		
			1 県、政令市等に対する応援要請	1 県、政令市等に対する応援要請		
			(略)	(略)	(略)	(略)
			政令市等に対する 応援要請	・ 市長は、三遠南信災害時相互応援協定書及び21大都市災害 時相互応援に関する協定に基づき、災害応急対策で必要な ときは、他の市町村長等に対し応援を要請する。また、相互 応援協定による場合も同様に応援を求める。	政令市等に対する 応援要請	・ 市長は、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計 画や被災市区町村応援職員確保システム、相互応援協定に基 づき、災害応急対策で必要なときは、他の市町村長等に対 し応援を要請する。
				(略)		(略)
			緊急消防援助隊の	(略)	緊急消防援助隊の	(略)



浜松市地域防災計画 新旧対照表

231	地震	5	<table border="1"> <tr> <td>応援要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </table>	応援要請		(新設)	(新設)	<table border="1"> <tr> <td>応援要請</td> <td></td> </tr> <tr> <td>受入れ体制の確立</td> <td>・市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</td> </tr> </table>	応援要請		受入れ体制の確立	・市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。
			応援要請									
(新設)	(新設)											
応援要請												
受入れ体制の確立	・市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。											
<p>(略)</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>(略) ③ 避難所の管理、運営 (略) ・避難所の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難所の設置	(略) ③ 避難所の管理、運営 (略) ・避難所の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所の設置及び避難生活</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>(略) ③ 避難所の管理、運営 (略) ・避難所の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	避難所の設置	(略) ③ 避難所の管理、運営 (略) ・避難所の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。	(略)	(略)			
避難所の設置	(略) ③ 避難所の管理、運営 (略) ・避難所の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。											
(略)	(略)											
避難所の設置	(略) ③ 避難所の管理、運営 (略) ・避難所の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。											
(略)	(略)											
235	地震	5	<p>第8節 社会秩序を維持する活動</p> <p>(略)</p> <p>2 警察に対する要請</p> <p>○ 市長は、地域社会の混乱を鎮めるために必要と認めるときは、警察に対し<u>応急措置</u>の実施を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>4 生活物資の価格等の調査及び対策</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 社会秩序を維持する活動</p> <p>(略)</p> <p>2 警察に対する要請</p> <p>○ 市長は、地域社会の混乱を鎮めるために必要と認めるときは、警察に対し<u>緊急措置</u>の実施を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>4 生活物資の価格等の調査及び対策</p> <p>(略)</p>								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

236	地震	5	② 特定物資の報告徴収、調査等 (略) 第9節 交通の確保対策 (略) 1 道路交通の確保	② 特定物資の報告徴取、調査等 (略) 第9節 交通の確保対策 (略) 1 道路交通の確保													
		<table border="1"> <tr> <td>交通確保の基本方針</td> <td>(略) ③ 緊急車両等の交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>道路交通確保の措置</td> <td>(略) ③ 交通安全施設の復旧 緊急交通路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> (略)	交通確保の基本方針	(略) ③ 緊急車両等の交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限する。 (略)	(略)	(略)	道路交通確保の措置	(略) ③ 交通安全施設の復旧 緊急交通路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。 (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>交通確保の基本方針</td> <td>(略) ③ 緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>道路交通確保の措置</td> <td>(略) ③ 交通安全施設の復旧 緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> (略)	交通確保の基本方針	(略) ③ 緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限する。 (略)	(略)	(略)	道路交通確保の措置	(略) ③ 交通安全施設の復旧 緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。 (略)
交通確保の基本方針	(略) ③ 緊急車両等の交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限する。 (略)																
(略)	(略)																
道路交通確保の措置	(略) ③ 交通安全施設の復旧 緊急交通路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。 (略)																
(略)	(略)																
交通確保の基本方針	(略) ③ 緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限する。 (略)																
(略)	(略)																
道路交通確保の措置	(略) ③ 交通安全施設の復旧 緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。 (略)																
(略)	(略)																
239	地震	5	第10節 地域への救援活動 (略) 2 給水活動	第10節 地域への救援活動 (略) 2 給水活動													

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	<p>市</p> <p>(略)</p> <p>② 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、(社)日本水道協会静岡県支部及び19大都市水道局災害相互応援に関する覚書により給水応援を要請するほか、次の事項を示して<u>県及び隣接市町村</u>に調達の斡旋を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>市</p> <p>(略)</p> <p>② 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、(社)日本水道協会静岡県支部及び19大都市水道局災害相互応援に関する覚書により給水応援を要請するほか、次の事項を示して<u>県</u>に調達の斡旋を要請する。</p> <p>(略)</p>
	<p>(略)</p> <p>5 ごみ、し尿、災害廃棄物の処理</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>5 ごみ、し尿、災害廃棄物の処理</p> <p>(略)</p>
	<p>市</p> <p>(略)</p> <p>④ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化及び処理の円滑化を推進する。</p> <p>また、種類別の発生量を把握し、既存の処理施設において処理することが困難の場合は、仮設処理施設を設置して処理を行う。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、収集運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>④ <u>収集把握</u>した情報等のうち、次の内容を整理し<u>県</u>に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>⑤ <u>市委託業者</u>による、<u>ごみの収集が困難な場合は、災害協定に基づき締結団体に要請して収集運搬を行う。またごみの処理</u></p>	<p>市</p> <p>(略)</p> <p>④ 大量の災害廃棄物が発生し、解体・収集運搬及び処分を行うにあたり、発生現場や仮置場での分別を徹底し、減量化、資源化及び処理の円滑化を推進する。</p> <p>また、種類別の発生量を把握し、既存の処理施設において処理することが困難の場合は、<u>本市内外の民間処理施設や他自治体の処理施設の使用について協議・検討するほか、</u>仮設処理施設を設置して処理を行う。なお、災害廃棄物を計画的に処理するため、関係機関に協力を求め、収集運搬・処理体制の確立を図る。</p> <p>⑤ 収集した情報等のうち、次の内容を整理し<u>県</u>に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 災害協定に基づき締結団体に要請して収集運搬を行う。またごみの処理が困難な場合は、関係機関を通じて他都市へ支援</p>

浜松市地域防災計画 新旧対照表

258	地震	5	<p>が困難な場合は、関係機関を通じて他都市へ支援を要請する。</p> <p>⑥ し尿については、災害協定に基づき締結団体に要請し、避難所に設置された仮設トイレから定期的に収集する。また、し尿の収集・処理が困難な場合は、関係機関(県等)を通じて支援を要請する。</p>	<p>を要請する。</p> <p>⑦ し尿については、災害協定に基づき締結団体に要請し、避難所に設置された仮設トイレから定期的に収集する。また、し尿の収集・処理が困難な場合は、関係機関(県等)を通じて支援を要請する。</p>	
			(略)	(略)	(略)
<p>(略)</p>					
259	地震	6	<p>第17節 市域外被災地支援活動</p> <p>(略)</p> <p>1 被災地支援体制</p> <p>(略)</p> <p>○ 被災地の情報収集等を行う先遣隊、現地支援本部及び本市へ避難した被災者の相談窓口として被災地・被災者支援センターを必要に応じて設置する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p>第17節 市域外被災地支援活動</p> <p>(略)</p> <p>1 被災地支援体制</p> <p>(略)</p> <p>○ 被災地の情報収集等を行う先遣隊、現地支援本部及び本市へ避難した被災者の相談窓口として被災地・被災者支援センターを必要に応じて設置する。</p> <p>○ <u>市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
			<p>第1節 市・防災関係機関の活動</p> <p>(略)</p> <p>7 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>③ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛</p>	総務省東海総合通信局	(略)
総務省東海総合通信局	(略)				
総務省東海総合通信局	(略)				

浜松市地域防災計画 新旧対照表

	星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与		星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
(略)	(略)	(略)	(略)
8 指定公共機関		8 指定公共機関	
(略)	(略)	(略)	(略)
西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ東海支社	(略)	西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ東海支社	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	岩谷産業(株)、アストモスエネルギー(株)、(株)ジャパンガスエナジー、ENEOSグローブ(株)、ジクシス(株)	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
(略)	(略)	(略)	(略)
中部電力パワーグリッド(株)	(略)	中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)	(略)
電源開発(株)	(略)	電源開発(株)、電源開発送変電ネットワーク(株)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
一般社団法人日本建設業連合会	(略)	一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国中小建	(略)

浜松市地域防災計画 新旧対照表

270	地震	6				
			(新設)	(新設)	設業協会	
					(株) イトーヨーカ堂、 イオン(株)、ユニー(株)、 (株) セブン-イレブ ン・ジャパン、(株) ロー ソン、(株) ファミリーマ ート、(株) セブン&ア イ・ホールディングス	被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する
			(略)		(略)	
			10 その他防災関係機関		10 その他防災関係機関	
			(略)	(略)	(略)	(略)
			浜松エフエム放送(株)	(略)	浜松エフエム放送(株)、 浜松ケーブルテレビ(株)	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)		(略)	
			第8節 被災者の生活再建支援		第8節 被災者の生活再建支援	
(略)		(略)				
5 要配慮者の支援		5 要配慮者の支援				
(略)	(略)	(略)	(略)			
福祉サービスの <u>拡</u>	(略)	福祉サービスの <u>実</u>	(略)			
<u>充</u>	② 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの <u>充実</u> を図る。 (略)	<u>施</u>	② 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの <u>実施</u> を図る。 (略)			

浜松市地域防災計画 新旧対照表

			(略)	(略)	(略)	(略)	
279	大規模	2	(略)	第1節 総則 (略) 2 予想される事故と地域 (略) (2) 市内の交通量 ○ 浜松市内における平均交通量は、7,700/12h(平日)であり、平均大型車混入率は16.2%である(平成22年道路交通センサス)。 <u>(3) 市内の人身交通事故発生状況</u> ○ 平成30年中の人身交通事故は7,570件で、死者数は18人、負傷者数は9,840人である。特に発生件数においては、政令指定都市20市の中でも5番目に多く、人口10万人当たりでは、ワースト1である (4) 道路交通危険箇所 (略) (5) 予想される道路事故の態様 (略)	(略)	第1節 総則 (略) 2 予想される事故と地域 (略) (2) 市内の交通量 ○ 浜松市内における平均交通量は、7,700/12h(平日)であり、平均大型車混入率は16.2%である(平成22年道路交通センサス)。 <u>(削除)</u>  (3) 道路交通危険箇所 (略) (4) 予想される道路事故の態様 (略)	(略)
292	大規模	3	第3節 災害応急対策計画 (略) 2 応急体制 (略) (3) 危険物等の搭載貨車事故に対する応急対策	第3節 災害応急対策計画 (略) 2 応急体制 (略) (3) 危険物等の搭載貨車事故に対する応急対策			
			区 分	内 容	区 分	内 容	

浜松市地域防災計画 新旧対照表

309	大規模	4	(略)	(略)	309	大規模	4	(略)	(略)																													
			二次災害防止及び 住民の安全確保	(略) ・ 流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその 恐れがある場合は、河川管理者、下水道管理者等に連絡する。 上下水道部については、「有害物質等流入事故対応マニュアル」に基づき対応する。				二次災害防止及び 住民の安全確保	(略) ・ 流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその 恐れがある場合は、河川管理者、下水道事業管理者等に連絡 する。上下水道部については、「有害物質等流入事故対応マ ニュアル」に基づき対応する。																													
			(略)	(略)				(略)	(略)																													
			第3節 災害応急対策計画(船舶事故)	第3節 災害応急対策計画(船舶事故)				第3節 災害応急対策計画(船舶事故)	第3節 災害応急対策計画(船舶事故)																													
			(略)	(略)				(略)	(略)																													
			2 応急体制	2 応急体制				2 応急体制	2 応急体制																													
			(1) 応急対策の流れ	(1) 応急対策の流れ				(1) 応急対策の流れ	(1) 応急対策の流れ																													
			○ 海難による人身事故の場合	○ 海難による人身事故の場合				○ 海難による人身事故の場合	○ 海難による人身事故の場合																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>船長等</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送活 動</td> <td></td> <td>(略) ・ 中部運輸局静岡運輸支 局、県旅客船協会は、県 からの要請に基づく緊 急輸送車両又は船舶の 調達又はあっせん</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事項	船長等	国	県	市	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	緊急輸送活 動		(略) ・ 中部運輸局静岡運輸支 局、県旅客船協会は、県 からの要請に基づく緊 急輸送車両又は船舶の 調達又はあっせん	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>船長等</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急輸送活 動</td> <td></td> <td>(略) ・ 中部運輸局静岡運輸支 局、県旅客船協会は、県 からの要請に基づく緊 急輸送車両又は船舶の 調達又は斡旋</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事項	船長等	国	県	市	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	緊急輸送活 動		(略) ・ 中部運輸局静岡運輸支 局、県旅客船協会は、県 からの要請に基づく緊 急輸送車両又は船舶の 調達又は斡旋	(略)	(略)				
事項	船長等	国	県	市																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																		
緊急輸送活 動		(略) ・ 中部運輸局静岡運輸支 局、県旅客船協会は、県 からの要請に基づく緊 急輸送車両又は船舶の 調達又はあっせん	(略)	(略)																																		
事項	船長等	国	県	市																																		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																		
緊急輸送活 動		(略) ・ 中部運輸局静岡運輸支 局、県旅客船協会は、県 からの要請に基づく緊 急輸送車両又は船舶の 調達又は斡旋	(略)	(略)																																		
			(略)	(略)				(略)	(略)																													
314	大規模	4	第4節 災害応急対策計画(沿岸排出油等事故)	第4節 災害応急対策計画(沿岸排出油等事故)				第4節 災害応急対策計画(沿岸排出油等事故)	第4節 災害応急対策計画(沿岸排出油等事故)																													
			(略)	(略)				(略)	(略)																													



浜松市地域防災計画 新旧対照表

332	大規模	6	<p>2 応急体制</p> <p>(1) 応急対策の流れ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>船長等の防除義務者</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸岸における回収作業</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>                     ・必要に応じ、                      国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、                      あっせん                 </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 消防体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、消防団の施設・装備の整備、青年層に対する消防団への参加の促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団の活性化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>5 火災気象通報の取扱い</p> <p>(略)</p>	事項	船長等の防除義務者	国	県	市	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	陸岸における回収作業		(略)	・必要に応じ、 国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、 あっせん	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>2 応急体制</p> <p>(1) 応急対策の流れ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>船長等の防除義務者</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸岸における回収作業</td> <td></td> <td>(略)</td> <td>                     ・必要に応じ、                      国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、                      斡旋                 </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第2節 災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>1 消防体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>○ 市は、消防団の施設・装備の整備、消防団への参加の促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団の活性化を図る。</p> <p>(略)</p> <p>5 火災気象通報の取扱い</p> <p>(略)</p>	事項	船長等の防除義務者	国	県	市	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	陸岸における回収作業		(略)	・必要に応じ、 国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、 斡旋	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			事項	船長等の防除義務者	国	県	市																																					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																								
陸岸における回収作業		(略)	・必要に応じ、 国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、 あっせん	(略)																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																								
事項	船長等の防除義務者	国	県	市																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																								
陸岸における回収作業		(略)	・必要に応じ、 国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、 斡旋	(略)																																								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																								

浜松市地域防災計画 新旧対照表

334	大規模	6	火災気象通報の基準	<p>○ 次のいずれかの実施基準に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実効湿度 50%以下、最小湿度 30%以下が予想される<u>とき</u></li> <li>・ 実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、かつ最大風速が 7m/s 以上と予想される<u>とき</u></li> <li>・ 最大風速 12m/s 以上が 1 時間以上続くと予想される<u>とき</u></li> </ul>	火災気象通報の基準	<p>○ 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、浜松北、浜松南を明示して通報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎朝（5 時頃）、24 時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。</li> <li>・ 注意すべき事項は次の 3 つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>・ 定時（毎朝 5 時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</li> </ul>
			(略)	(略)	(略)	(略)
			第 3 節 災害応急対策計画		第 3 節 災害応急対策計画	
			(略)		(略)	
			2 応急体制		2 応急体制	
			(1) 市の体制		(1) 市の体制	
			(略)		(略)	
			《事前配備体制》		《事前配備体制》	
			(略)		(略)	
			処理事項	・ 初期情報の収集・整理	処理事項	・ 初期情報の収集及び整理

浜松市地域防災計画 新旧対照表

349	大規模	8	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>《関係機関》</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警備</td> <td>静岡県警察本部、浜松市警察部、<u>所轄警察署</u> 外</td> </tr> <tr> <td>交通規制</td> <td>静岡県警察本部、<u>所轄警察署</u> 外</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	警備	静岡県警察本部、浜松市警察部、 <u>所轄警察署</u> 外	交通規制	静岡県警察本部、 <u>所轄警察署</u> 外	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>第3節 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応</p> <p>(略)</p> <p>《関係機関》</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警備</td> <td>静岡県警察本部、浜松市警察部、<u>関係警察署</u></td> </tr> <tr> <td>交通規制</td> <td>静岡県警察本部、<u>関係警察署</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	警備	静岡県警察本部、浜松市警察部、 <u>関係警察署</u>	交通規制	静岡県警察本部、 <u>関係警察署</u>	(略)	(略)
		(略)	(略)																	
警備	静岡県警察本部、浜松市警察部、 <u>所轄警察署</u> 外																			
交通規制	静岡県警察本部、 <u>所轄警察署</u> 外																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
警備	静岡県警察本部、浜松市警察部、 <u>関係警察署</u>																			
交通規制	静岡県警察本部、 <u>関係警察署</u>																			
(略)	(略)																			
355	大規模	9	<p>第1節 総則</p> <p>1 市、関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>○ 市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td> <p>(略)</p> <p>・ <u>被害情報の収集及び被害実態の把握</u></p> <p>(略)</p> <p>・ <u>事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	県警察	<p>(略)</p> <p>・ <u>被害情報の収集及び被害実態の把握</u></p> <p>(略)</p> <p>・ <u>事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備</u></p> <p>(略)</p>	(略)	(略)	<p>第1節 総則</p> <p>1 市、関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>○ 市及び防災関係機関等が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td> <p>(略)</p> <p>・ <u>情報の収集及び実態の把握</u></p> <p>(略)</p> <p>・ <u>影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	県警察	<p>(略)</p> <p>・ <u>情報の収集及び実態の把握</u></p> <p>(略)</p> <p>・ <u>影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備</u></p> <p>(略)</p>	(略)	(略)				
(略)	(略)																			
県警察	<p>(略)</p> <p>・ <u>被害情報の収集及び被害実態の把握</u></p> <p>(略)</p> <p>・ <u>事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備</u></p> <p>(略)</p>																			
(略)	(略)																			
(略)	(略)																			
県警察	<p>(略)</p> <p>・ <u>情報の収集及び実態の把握</u></p> <p>(略)</p> <p>・ <u>影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備</u></p> <p>(略)</p>																			
(略)	(略)																			